

4

閣印四三二

大日本

明治十八年十一月一日

三

別紙企畫院總裁報告

企畫院移管事務概況一關入ル件

右供覽

通 知 素

年 三 月 一 日 (一月廿日付)

内閣書記官長

軍需大臣 宅

貴省新設ニ付從前企畫院於テ所掌セル事務
中貴省所管トシテ引續キ作業繼續ナ要スル
通

各局

情勢考収行記、情勢考

署御印

昭和十八年十月三十一日

企畫院總裁 心得 安倍源基

内閣總理大臣 東條英機 殿

企畫院移管事務概況報告ニ關スル件

今般廢止決定相成候企畫院ノ移管事務概況ニ關シ別冊ノ通報告ニ及ビ候

追而別冊添附ノ軍需省移管分ニ付テハ可然御取計相頗度依頼ニ及ビ候

尙内務省移管分ニ付テハ別紙寫ノ通直接通知致置候爲茲申添候

貴有新設ニ付從前企畫院於テ所掌セル事務
中貴有所管トシテ引續キ作業継續ナ要スル
重要懸案事項乃至其ノ處理經過別紙，通
付命令依リ送付及ビ候

内閣移管ノ同文ナ以テ主官部局
へ送付ノト

昭和十八年十月三十一日

企畫院總裁 心得 安倍源基

内閣總理大臣 東條英機 殿

企畫院移管事務概況報告ニ關スル件

今般廢止決定相成候企畫院ノ移管事務概況ニ關シ別冊ノ通報告ニ及ビ候

追而別冊添附ノ軍需省移管分ニ付テハ可然御取計相應度依頼ニ及ビ候

尙内務省移管分ニ付テハ別紙寫ノ通直接通知致置候爲急申添候

昭和十八年十月二十八日現在

企畫院移管事務概況説明書（全）

企
畫
院

金

竈

制

金 獻 漢 論 曾 華 蘭 蔡 錦 周 錦 即 善 (全)

閏味十八年十月二十八日既終

(備考)

本說明書ニ於テハ、本院所管事務中常務的事項ハ都合ニ依リ之ヲ省略シ、専ラ企畫院廢止後引繼官廳ニ於テ作業繼續ヲ要スル重要懸案事項乃至其ノ處理經過及實績ノミヲ輯錄シタリ。

代至其ハ鉄壁堅強氣質誠人ニシテ轉變之多也。
之ニ專ニ企圖國土勞民盡力謀ニ策モ商業繁榮又農業大水重慶鐵道事務
本體開闢ニ致テハ、本國視督事務中當避國華東ハ漸合ニ致リ文マ首領

(附) 註)

目次

- 一 各種動員計畫並ニ生產擴充計畫事務概況(軍需部移官)
- (1) 物資動員計畫
- (2) 昭和十八年度實施狀況
- (3) 生產擴充計畫
- (4) 昭和十九年度生產擴充計畫
- (5) 昭和十八年度下期生產擴充計畫ノ改訂
- (6) 鐵鋼關係
- (7) 生產計畫
- (8) 配當計畫
- (9) 生產力擴充計畫
- (10) 限定品種

- (4) (5) 特殊鋼
懸案事項
輕金屬關係
- (1) 昭和十八年度計畫實施狀況
生産關係
配當關係
- (2) 昭和十九年度計畫策定進捗概要
- (3) 懸案事項
- (4) (5) 電力動員計畫
昭和十九年度電力動員計畫
昭和十九年度電力擴充計畫
昭和十八年度下期電力配當計畫ノ修正
- (6) 交通動員計畫
昭和十九年度交通動員計畫ニ關スル件
- (7) (8) 昭和十八年度上半期輸送實績
昭和十八年度上半期鐵道貨物輸送實績
昭和十八年度第一、第二四半期○船積物動物資輸送實績
右二計畫ニ關聯スル重要懸案事項
戰時電力動員體制確立ニ關スル件
船腹增徵ニ伴フ非常對策ニ關スル件
海洋筏ノ普及徹底ニ關スル件
木船用追加資材配當ニ關スル件
航空輸送力擴充ニ關スル件
國民動員計畫
昭和十八年度國民動員計畫上半期ニ於ケル實施狀況

(二) 昭和十九年度國民動員計畫ノ策定進捗狀況ノ概要

(三) 主要懸案事項

(1) 昭和十八年度國民動員計畫改訂ノ件

(2) 戰力增强國民動員非常對策ニ關スル件

(3) 朝鮮人勞務者内地集團移入強化ニ關スル件

(4) 華人勞務者内地移入ノ促進ニ關スル件

(5) 國家資金計畫

(6) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

(7) 昭和十九年度計畫策定進捗狀況

(8) 交易計畫

(9) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

(10) 昭和十九年度計畫策定進捗狀況

(11) 生活必需物資動員計畫

(12) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

(13) 醫藥品等需給計畫

(14) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

(15) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

(16) 右ニ計畫ニ關聯スル重要懸案事項

(17) 昭和十八年度下半期ニ於ケル實施計畫策定ニ關スル件

(18) 昭和十九年度交易價格調整實施計畫策定ニ關スル件

(19) 日滿支食糧交流ニ關スル件

(20) 昭和十九年度ニ於ケル滿洲大豆粕輸入ニ關スル件

(21) 作付轉換計畫ニ關スル件

(22) 硫安工場フメタノール工場へ轉換スルノ件

(23) 農機具ノ計畫生産ニ關スル件

(24) 生糞及繩短纖維取得區分ニ關スル件

(25) 木材生產增强方策ニ關スル件

- (1) 力ゼイン増産ニ關スル件
(2) タンニン材料非常増産對策ニ關スル件
(3) ヒマ種子及纖維獻納運動ニ關スル件
(4) グリセリン増産運動ニ關スル件
(5) 國民戰時生活最低ニ關スル調整方策

前項以外ノ所管事務概況

- (1) 企業整備關係事務（軍需省移管分）
(2) 戰力增强企業整備事務進捗狀況
(3) 航空機工業ノ生產性昂揚ニ關スル整備要綱（第二種工業部門
協議會決定案）
(4) 國家總動員法關係事務ニ於ケル重要懸案事項（內閣移管分）
(5) 臺灣水產統制令中改正ノ件
(6) 農工調和ニ關スル件

- (1) 國土計畫法制定ニ關スル件
(2) 中央計畫設定ニ關スル件
(3) 特ニ注意ヲ要スル事項

甲

各種動員計畫並ニ生產擴充計畫事務概況

(軍需省移管分)

付箋一

昭和十九年以降物資効員計画開示
十月三九日内閣總理

付箋二

昭和十九年度物資効員計画大綱開示
十月三九日内閣總理

(1) 物資効員計畫

〔一〕 昭和十八年度實施狀況

四月下旬閣議決定シ實施ニ移リタル後、六月及十月ニ於テ作戦上ノ要求ニ基キ船腹ノ微備アツテ計畫ノ改訂ヲ除戻ナクセラレタル爲、一部物資ノ供給力ヲ減少セル陸運轉換、機帆船効員ノ増強等ノ方策ヲ講ジ戰力增强上緊要ナル物資ニ付テハ微備ノ影響ヲ最少限ニ阻止スルニ努メタリ。

上期ニ於ケル供給力ノ實績ハ一般ニ良好ニシテ鐵鋼ノ如キハ計畫以上ノ増産ヲ示セリ。

下期實施計畫ニ就テハ第二次船舶微備ト十九年度戰力增强目標達成ノ爲ノ緊急措置實施ノ爲相當ノ調整ヲ必要トシ關係廳ト協議中ナリ。

(2) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

九月航空戰力ノ飛躍的增强ヲ核心トスル國家効員諸計畫ノ策定方

付箋二

付箋一

針閣定セラレ、本方針ニ基キ策定學務ヲ進捗セシメアリ。概況左ノ如シ。

一、九月物動計畫ノ基幹タル日滿支間物資交流計畫ヲ現地物動

主任者ヲモ參劃セシメテ擬定ス。

二、次イテ物動計畫大綱中輸送計畫並ニ之ニ基ク供給力計畫案

ヲ策定セリ。

三、前項計畫ノ規模ハ輸送力ノ規模ニ制セラレ鐵鋼四〇〇万噸アルミニウム一八万噸程度ノ案ナリシモ十九年度戰力増強ニ關スル軍側ノ要望ニ基キ輸送力増強非常對策ヲ講ズルト共ニ供給力ヲ増大スルニ決セリ。

十月ニ入り主要戰力目標並ニ之力確保方策ノ大綱ニ關シ閣定行ハレ目下右方針ニ基キ策案中ニシテ十月中旬ニ成案ヲ得ル見込ナリ。

(1) 物資動員計畫

(一) 昭和十八年度實施狀況

四月下旬閣議決定シ實施ニ移リタル後、六月及十月ニ於テ作戦上ノ要求ニ基キ船腹ノ微備アツテ計畫ノ改訂ヲ餘儀ナクセラレタル爲、一部物資ノ供給力を減少セル陸運轉換、機帆船動員ノ增强等ノ方策ヲ講ジ戰力增强上緊要ナル物資ニ付テハ微備ノ影響ヲ最少限ニ阻止スルニ労メタリ。

上期ニ於ケル供給力ノ實績ハ一般ニ良好ニシテ鐵鋼ノ如キハ計畫以上ノ増産ヲ示セリ。

下期實施計畫ニ就クハ第二次船舶微備ト十九年度戰力增强目標達成ノ爲ノ緊急措置實施ノ爲相當ノ調整ヲ必要トシ關係總ト協議中ナリ。

(二) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

九月航空戰力ノ飛躍的增强ヲ核心トスル國家動員諸計畫ノ策定方

針閣定セラレ、本方針ニ基キ策定學務ヲ進捗セシノアリ。概況左ノ如シ

一、九月物動計畫ノ基幹タル日滿支間物資交流計畫ヲ現地物動

主任者ヲモ參照セシノテ概定ス

二、次イテ物動計畫大綱中輸送計畫並ニ之ニ基ク供給力計畫案

ヲ策定セリ

三、前項計畫ノ規模ハ輸送力ノ規模ニ制セラレ鐵鋼四〇〇万噸アルミニウム一八万噸程度ノ案ナリシモ十九年度戰力増強ニ關スル軍側ノ要望ニ基キ輸送力增强非常對策ヲ講ズルト共ニ供給力ヲ增大スルニ決セリ

十月ニ入り主要戰力目標並ニ之力確保方策ノ大綱ニ關シ閣定行ヘレ目下右方針ニ基キ策案中ニシテ十月中旬ニ成案ヲ得ル見込ナリ

(2)

生産擴充計畫

(一) 昭和十九年度生産擴充計畫

本計畫中去ル九月二十三日閣議決定ニ係ル生産目標達成ノ爲不取敢十八年度ニ於テ緊急措置ヲ要スペキ事項ニ付テハ十月中兵ノ處理ヲ了スル見込ナルモ本計畫ノ本格的策定ハ十九年度物動配當計畫ノ軍需省引綱ニ伴ヒ之ヲ軍需省ニ引綱グコトトナレリ

尚本計畫策定ニ必要ナル概案及十八年度計畫資料不均衡狀況調書ハ既ニ各廳ヨリ提出ヲ了シアリ本要求書ニ付テモ近ク各廳ヨリ提出ノ見込ナリ

(二) 昭和十八年度下期生産擴充計畫ノ改訂

前記緊急措置ニ伴ヒ十八年度既定計畫ニ付改訂ヲ要スル見込ナルモ資材壓縮ノ程度未確定(十月末確定ノ見込)ノ爲軍需省ニ之ヲ引綱グコトトナレリ仍テ同省ニ於テ至急處置ヲ要スペシ

(3)

(4) 鐵鋼關係
生産計畫

鐵礦石及石炭ノ配船多少ズレアリタルモ上期ニ於ケル入荷ハ概シ
テ順調ニシテ夏期減產對策亦效チ奏シ上期實績ハ良好ナリ

十九年度鐵鋼生產計畫ハ八月下旬鐵鋼關係物資海上輸送力ノ提示
アリテ第一次案ヲ作成セルモ九月二十三日閣議決定チミタル戰力
増強目標達成ノ爲更ニ検討ヲ加ヘ納材五一八〇千噸案ノ策定チミ
ルニ至レリ而シテ右計畫ノ實施ニ當リテハ各方面ニ幾多ノ困難支
障ヲ生スルコト必至ナルカ故ニ本年度下期ニ於テ町及的陸路補正
ノ方途ヲ講シ非常增產態勢ヲ確立スヘク資材ノ特配ヲ行ヒ緊急措
置ヲ策案中ニシテ一部ノ具現ヲミツツアリ

(2) 配當計畫

上期ニ於ケル配當計畫ハ概本順調ニ進捗シアリテ特記スペキ事項
ナシ下期ニ於テハ航空戰力増強ヲ目途トスル各種產業ノ擴充計畫

ニ成スル爲相當多量ノ資材ヲ必要トスルカ故ニ捻出ノ一方法トシ
テ物動ノ配當削減ヲナサントス計畫ノ實施ハ之ニ反シ軍ノ超過發
券及之ニ伴フ多量ノ物動超過入向ハ鐵鋼需給ノ計畫化ノ均衡ヲ失
スルニ至リ各種產業ニ重大ナル影響ヲ與ヘツツアリ壓延鋼材委員
會ノ設置セラレタル所以モ此ノ間ノ調整ヲ圖ルヲ一目的トスルモ
ノニシテ鋼材ノ生産及配當ノ實施ヲシテ物動計畫ニ即應セシノ特
ニ軍需並優先用途ニ對シ鋼材ノ具體的配當ヲ劃定シ以テ其ノ入手
ヲ確保セシメントスルニアリ

十九年度配當計畫ニ關シテハ供給力策定ト相俟チ目下検討ヲ重キ
ツツアリ

(三) 生產力擴充計畫

十八年度擴充計畫ノ重點ハ船舶ノ増徴ニ伴フ鐵鑄石其ノ他關係物
資輸送船腹逼迫ニ對處スルニ在ルヲ以テ極力國內及朝鮮鐵鑄石ノ
大量使用ヲ可能ナラシムル爲山元開發並燒結設備ノ擴充整備ヲ圖

ルト共ニ更ニ特殊鋼及限定品種ノ需要激増ニ即應セル製造設備ノ
擴充ヲ圖リ優先的ニ進行セシメツツアリ右ト併行シ小型熔鑄炉ヲ
原料貯存ノ大陸及朝鮮等ニ至急建設シ銑鐵ノ增産ヲ期待スルト共
ニ輸送力節約ニ資セシメツツアリ成績比較的良好ナリ

下期ニ於テハ戰局ノ進展ニ伴ヒ更ニ大量ノ船舶ノ微備アリ而シテ
船舶ノ不足ハ今後益々激化ヲ懸念セラルル故ニ更ニ内地及朝鮮
ニ於ケル鐵鑄石ノ徹底的ナル開發及利用ヲ圖ルヘク左ノ諸計畫ニ
對シ資材ヲ特配シ以テ明年度以降ノ生産計畫ノ遂行ニ遺憾ナカラ
シメントシ目下實施中ナリ

イ 朝鮮鐵鑄石ノ緊急增産
ロ 草津鐵山ノ緊急開發

ハ 内地燒結設備ノ利用強化
ニ 簡易燒結爐ノ急速建設

尙十九年度供給力具現ノ爲ニ十八年度下期ニ於テ執ルヘキ措置ト

シテ製鋼及壓延能力ノ補強、選鐵、燒鐵能力ノ強化及小型炉ノ補強等所要鋼材五七〇千噸ノ特配ナナシ徹底的措置ヲ講セントス

(四) 限定品種

物動計畫へ普通鋼々材ヲ以テ物動基準トシ厚板、筒管及鋼索等ノ所謂限定品種ハ配當計畫ヲ立ツルコト十ク其ノ内數トシテ商工省ニ於テ其ノ時々ノ事情ニ應シ需要引受量ヲ限定シ需給ノ調整ヲナシ來レル處普通鋼材ノ需要數量ト右限定品種ニ對スル需要數量トノ比率ハ必スシモ等シカラサルヲ以テ實際上ノ配當基準モ亦必ズシモ正鷹子得サルヲ以テ生產擴充計畫ノ遂行ヲ阻害シ重大ナル陸路ヲ構成シツツアリ。依テ需要ニ順スヘキ手段ノ措置ヲ講スルト共ニ他面綜合的重點配當ノ基準ヲ設定シ普通鋼々材全般ノ使用效率ヲ最高度ニ發揮セシムル爲十九年度以降右ニ關スル物動計畫ヲ策定スルノ要アルヘシ

(五) 特殊鋼

特殊鋼ノ上期ニ於ケル實績ハ三四六千噸ニシテ下期ノ實施計畫ハ五九〇千噸ナリ本年度物動生産豫定量ハ四三〇千噸ナルニ計畫ト實施ニ著シキ相違ヲ示セルハ戰局ノ熾烈化ニ伴ヒ軍需ノ激増就中航空機及防空火器ノ絕對的增強ヲ要スルノ現狀ニ鑑ミ之力重要資材タル特殊鋼ノ增產ハ緊急ノ要請トナリタルモノニシテ、物動計畫ヲ以テシテハ到底需要ニ應シ得サリシ爲普通鋼生産用ノ諸原材料ヲ喰ヒタルモノナリ。カカル物動外生産ハ自體ノ計畫性ヲ破壞セルノミナラス普通鋼ノ減產ヲ生シ鐵鋼全般ノ需給計畫實施ニ重大ナル影響ヲ與ヘツツアリ

依テ「昭和十八年度特殊鋼生産並配當調整ニ關スル件」ヲ各省會議ニ附議シ約一八〇千噸ノ增產ヲ計畫セルモ石炭ノ電力及電極等ノ諸原料ノ配當ニ關シテハ未タ決定チニ至ラス
尚合金鐵ノ配當計畫未決定ナルモ右增產計畫ト照應シ近ク決定セラルル豫定ナリ

十九年度特殊鋼ノ生産目標へ、〇〇〇千噸ニシテ右ト關聯シ特殊
鋼板ノ特定炭素鋼ヘ之ヲ特殊鋼トシテ明確ニ計畫スルノ要アルヘ
シ

(六) 懸案事項

昭和十八年度下期鐵鋼非常增產計畫ノ件
昭和十八年度特殊鋼生産並配當調整ニ關スル件

(4)

輕金屬關係

(H) 昭和十八年度計畫實施狀況

(1) 生產關係

内外地ヲ通ジ計畫ニ對シ上期實績ハ「アルミナ」ニ於テ九六%
「アルミニウム」ニ於テ九七%，「マグネシウム」ニ於テ七三
%ヲ示セリ

減產ノ原因ハ「アルミニウム」關係ニ於テハ各種資材ノ入手不
圓滑、割當量不足等ニ依ル建設工事ノ遲延、臺灣ニ於ケル暴風
被害、勞務者不足等ニ基キ又「マグネシウム」ニ就テハ原料苦
汁ノ不足、朝鮮ニ於ケル技術的障害、臺灣ニ於テハ勞務者ノ不
足等ニ起因セルモノト認メラル目下之レガ爲資材入手ノ確保、
技術交流ニ依ル未熟技術ノ向上、勞務者ノ補填等ニ付對策實施
中ナリ

依テ下期ノ生産ニ對シテハ各種障害ハ極力除去シツツアルモ、

計畫目標達成ノ爲ニハ尙所要資材ノ現物確保、發註機器ノ納期ノ確約等ニ對シ特段ノ措置ヲ講ゼザレバ新設工場ノ操業遲延ヲ招來シ上期ニ比シサラニ低下ノ恐アリ

(四) 配當關係

概々既定計畫ニ沿ヒ實施中ニシテ、去ル七月及九月輸送船腹ノ増徴ニ依ル供給力減少ノ懸念アリタルモ、在庫原料等ノ消費等ヲ考慮シ供給力ノ確保ヲ期シツアリテ特記スベキ事項ナシ

(二) 昭和十九年度計畫策定進捗概要

軍需充足ヲ確保セン爲ニハ既定生産計畫遂行ノミニテハ其ノ供給力不足ヲ生ズルニ依リ緊急措置ノ實施案策案中ニシテ十九年度生産目標ノ達成ヲ期セントス

(三) 懸案事項

前記二項ニ依ル昭和十八年度輕金屬緊急增產對策

(5) 電力動員計畫

(一) 昭和十九年度電力動員計畫

本計畫ハ生産擴充計畫ノ進展ニ伴ヒ計畫サルベキモノニシテ現在ニ於ケル事務進捗狀態ハ諸資料ノ調査及發電用石炭ノ概定期度ヲ出テザルモ十二月下旬迄ニハ閣議決定ノ稟請ヲ爲ス豫定ヲ以テ策定事務ヲ進メツツアリ

(二) 昭和十九年度電力擴充計畫

電力設備擴充計畫ハ實施官廳ノ原案概不策了シ目下資材ニ關シ生産擴充總務分科ト協議調整中ナリ

(三) 昭和十八年度下期電力配當計畫ノ修正

下期ニ於ケル石炭ノ大巾削減ニヨリ、電力消費規正ヲ強化スルノ已ムナキニ至リタルヲ以テ、年度當初ニ於ケル配當計畫ヲ修正スルノ件ハ之ガ作業大略終了シオレルヲ以テ近ク正式決定ノ豫定ト

(6) 交通動員計畫

(一)

昭和十九年度交通動員計畫ニ關スル件

本件ニ關シテハ本年八月十七日閣議諒解「昭和十九年度國家動員諸計畫策定及國庫施設進捗要領ニ關スル件」ニ於テ計畫大綱ヲ十八年九月末本計畫ヲ同年十二月初旬閣議決定ヲナスコトニ決定セラレアルモ其ノ後九月中旬以降陸海軍船舶增徵ノ問題アリテ爲ニ計畫大綱ノ策定ハ遷延ノ已ム十キニ至レリ

而シテ計畫大綱ノ内容ヲ轉成スル海上輸送力ニ關シテハ本年九月二十三日閣議決定ニ係ル「物勤及輸送力動員計畫遂行上ノ非常措置事項」ニ於テ一應決定セラレアルモ他ノ構成要素タル陸上輸送力ニ關シテハソノ裏付トナルベキ十九年度物資配當量確定セザル爲確定的ナル計畫ヲ策定スルコト困難ナルヲ以テ十月二十九日閣議決定サルベキ「昭和十九年度物勤計畫大綱ニ關スル件」中ノ輸送力計畫中ニ一應ノ目標數量ヲ掲上スルコトトシ從ツテ海陸兩輸

物輸送實績

(単位 千噸)

比 率	合 計		
	計 畫	實 績	比 率
107.3	23,846	24,296	101.9
78.0	2,913	2,549	78.5
101.0	414	373	90.1
104.0	3,008	3,231	107.4
108.5	1,733	1,844	106.4
351.4	673	750	131.6
114.3	1,425	1,498	105.1
153.1	747	1,035	138.6
163.9	535	720	134.6
1,033.3	522	1,377	263.8
137.0	684	682	123.1
126.1	9,016	10,749	119.2

(二)

送力ヨリ構成サルベキ交通動員計畫大綱ノ策定ハ之ヲ取止メルコトトナシタリ
次ニ交通動員本計畫ノ策定ニ關シテヘ所要資料ヲ本年九月末迄ニ提出ノコトトナリ居ルモ一部ヲ除キ未提出ノモノ多キヲ以テ運輸通信省ニ於テ然ル可ク處理スペキセントス

昭和十八年度上半期輸送實績次表ノ通り

(単位 千噸)

(1) 昭和十八年度上半期鐵道貨物

内地官營鐵道

品目	合計				内地官營鐵道			
	計量	實績	比率	計量	實績	比率	計量	實績
炭	12,739	12,376	97.2	11,107	11,920	100.4	1,677	1,308
鐵及屑鐵	1,236	1,241	100.4	203	205	99.0	92	90
金屬及其原料	211	168	79.6	812	880	111.5	1,789	1,880
鑽石	1,219	1,371	111.5	812	881	92.3	147	357
其他礦物	921	963	104.8	685	783	71.6	356	545
油及酒精	426	393	92.3	377	377	125.3	230	377
メント	740	715	96.6	72	744	98.6	243	333
一克斯	391	490	125.3	4,395	5,632	112.5	110.7	110.7
藥品	305	343	112.5	4,821	5,117	104.7	112.2	112.2
紙類	450	633	104.7	72	744	112.2	110.7	110.7
鹽	311	349	112.2	243	333	110.7	4,395	5,632
材	4,821	5,117	110.7	4,395	5,632	110.7	110.7	110.7

(単位 千圓)

一/元		合 計				
實 績	比 率	計 額	實 績	比 率		
398	132.7	614	684	132.5		
504	135.6	969	1,036	106.9		
333	133.2	655	681	134.5		
373	194.2	598	872	146.8		
123	107.0	192	202	105.2		
125	125.0	205	239	161.6		
166	130.7	309	339	109.7		
154	151.0	287	287	100.0		
103	239.5	140	180	128.6		
105	58.0	288	227	79.2		
96	147.7	106	169	159.4		
0,261	87.9	20,274	19,926	98.3		
5,209	112.0	81,763	89,193	109.1		

目	一/元			二/元	
	計 額	實 績	比 率	計 額	實 績
灰 石 材	847	911	107.6	686	965
利 料 科	331	479	144.7	116	549
灰 類	1,535	2,065	134.5	851	2,139
セバルブ	1,047	952	90.9	661	707
工 品	195	215	110.3	223	312
米 粟	365	385	105.5	307	365
豆	345	430	124.7	381	406
馬鈴薯	355	575	162.0	260	406
米	1,309	1,044	97.8	844	810
豆	125	115	92.0	550	467
豆	204	233	114.2	88	180
馬鈴薯	154	120	77.9	161	217

(単位 千 趟)

二八

計

實績	比率	計 計	實績	比率
189,207	107.5	381,000	370,883	97.3
168,562	60.9	526,000	501,630	95.4
37,599	83.6	86,000	62,128	73.1
371,244	82.1	921,000	646,893	70.2
100,751	73.0	282,000	215,328	76.4
1,299,844	92.3	2,764,000	2,617,746	94.7
854,539	90.0	1,894,000	1,689,664	98.2
167,031	72.7	541,000	461,257	85.3
178,670	133.3	265,000	322,270	121.6
34,003	117.3	69,000	84,484	122.4
176,015	61.1	528,000	418,045	78.8
5,028,660	81.4	7,320,000	6,210,699	84.8
6,636,125	84.1	15,576,000	13,999,027	87.3

(三)

一/六

品 目	計 計	實績	比率	計 計
生 野 菜	214	286	133.6	300
木 炭	597	532	89.1	372
薪	406	548	135.3	260
魚 介 類	406	499	122.9	192
小 粉	77	79	102.6	116
砂 糖	105	114	108.6	100
味 噌 機 油	182	173	95.1	127
酒	185	133	71.9	102
煙 草	97	77	79.4	43
果 物	107	122	114.0	181
油脂及其ノ原料	41	73	178.0	65
其 他	8,606	9,665	112.3	11,669
總 計	41,403	43,984	106.2	40,360

船舶)積物動物資輸送實績表

汽船八月・九月分及
帆船九月分(推定トス)

量单位施

生 噸	木 炭	鐵 道	砂 糖	煤 炭	肥料	飼料	油脂	油 種	其 他	蔬 菜	合 計
8.4	8.1	41.1	127.2	35.5	23.0	72.0	11.7	1.5	17.3	25.9	2945.3
			15.0								35.5
8.11	8.1	41.1	142.2	35.5	23.0	72.0	11.7	1.5	17.3	25.9	2,980.8
2.4	8.0	61.9	201.7	58.8	36.2	73.4	10.3	0.2	26.7	15.9	43.7
			13.7								44.9
2.4	8.0	61.9	215.6	58.8	36.2	73.4	10.3	0.2	26.7	15.9	3,322.3
4.0	2.9	22.5	174.2	32.4	28.3	71.9	18.9	0.1	11.3	25.6	72.3
			6.3								2,919.0
4.0	2.9	22.5	180.5	32.4	28.3	71.9	18.9	0.1	11.3	25.6	72.3
14.8	19.0	125.5	503.3	126.7	87.5	217.3	40.9	1.8	55.3	67.4	116.0
			35.0								9,141.7
4.8	19.0	125.5	538.3	126.7	87.5	217.3	40.9	1.8	55.3	67.4	116.0
2.4	0.3	39.4	194.8	34.8	24.7	47.6	4.9	0.5	7.2	20.8	19.0
			3.7			2.8					2,834.0
2.4	0.3	39.4	178.5	34.8	24.7	50.4	4.9	0.5	7.2	20.8	19.0
2.5	0.7	26.0	245.0	39.1	11.6	47.5	6.7	0.6	5.4	9.2	42.2
			1.3								3,710.6
2.5	0.7	26.0	245.0	39.1	11.6	48.8	6.7	0.6	5.4	9.2	42.2
1.6	—	25.4	292.5	28.3	17.0	38.3	5.3	—	7.2	3.6	2,603.0
			1.0								36.0
1.6	—	25.4	292.5	28.3	17.0	39.3	5.3	—	7.2	3.6	2,639.0
6.5	3.0	95.8	732.3	102.2	25.7	155.4	16.9	1.1	19.8	33.6	61.2
			3.7			5.1					8,147.6
6.5	1.0	70.8	736.0	103.2	53.3	136.5	16.9	1.1	19.8	33.6	61.2
21.3	20.0	216.3	1,235.6	228.9	140.8	350.7	57.8	2.7	95.1	101.0	177.2
			33.7			5.1					17,289.3
21.3	20.0	216.3	1,274.3	228.7	140.8	355.8	57.8	2.9	75.1	101.0	177.2
											17,497.4

朝鮮官營鐵道

品 目	計 量	實 績	比 率	計 量
米	206,000	181,676	88.6	176,000
雜 糧	249,000	333,068	133.8	277,000
野 菜	40,000	24,529	61.3	45,000
木 材	469,000	275,649	68.8	452,000
新 炭	144,000	114,577	79.6	138,000
石 炭	1,355,000	1,017,902	97.3	1,409,000
鐵 石	945,000	835,125	88.4	949,000
セメント	270,000	264,226	97.9	271,000
鹽	131,000	143,600	109.6	134,000
魚 介 類	40,000	50,481	126.2	29,000
肥 料	240,000	240,030	100.0	268,000
其 他	3,598,000	3,182,039	88.4	3,722,000
合 計	7,686,000	6,962,902	90.6	7,890,000

運輸(汽船)積物動植物資物動計書對比表 (単位千噸)

生産 年月	木材	穀類	砂糖	磷酸	肥料	飼料	油脂	油漬	其他	北洋 漁業	合計
16.0	46.2	70.0	655.3	140.0	91.0	195.0	70.0	5.2	24.0	35.6	52.0 8305.4
14.8	19.0	125.5	538.3	126.7	87.5	217.3	40.9	1.8	55.3	67.4	116.0 9251.2
92.9	41.1	179.3	82.1	90.5	90.4	124.2	58.4	34.6	230.4	189.3	218.9 111.4
19.0	43.0	51.0	560.7	140.0	63.5	115.0	50.0	5.0	54.0	28.8	88.0 8235.1
3.0	14.0	51.0	758.9	70.0	103.5	129.0	32.0	1.5	19.0	5.6	44.3 7391.8
6.5	1.0	96.8	736.0	102.2	53.3	138.5	16.9	1.1	19.8	33.6	61.2 8246.2
34.2	23.3	178.0	131.3	73.0	83.9	120.4	33.8	22.0	36.7	116.6	19.5 100.1
216.7	71.4	178.0	97.1	14.6	51.5	107.4	52.8	73.3	104.2	60.0	138.2 111.6
35.0	84.2	11.0	121.0	280.0	154.5	290.0	120.0	10.2	78.0	64.4	141.0 16540.5
11.0	60.2	121.0	141.3	210.0	194.5	304.0	102.0	6.7	43.0	41.2	97.3 15697.0
21.3	20.0	216.3	127.3	223.9	140.8	355.8	57.8	2.9	75.1	101.0	177.2 17497.4
60.9	22.4	178.8	104.8	1.8	71.1	122.7	481.7	28.5	76.3	160.2	125.7 105.8
112.1	33.2	178.8	90.2	109.0	72.4	117.0	56.7	43.3	174.7	250.5	182.1 111.5

(口)昭和十八年 第一、第二四半期 C船(含運航機帆船)

昭和18.9.22 企畫院第五部 (但書)

		石炭	鐵礦石	銹鋼	塗	非鉄	C-72 類	曹達 類	セキ 外	油類	紙
4月	汽 船	1,430.7	408.6	17.3	121.7	198.7	25.4	6.8	17.4	8.1	37.0
	運航機帆船	—	—	—	6.6	11.3	0.5	—	2.1	—	—
5月	汽 船	1,516.1	338.2	357.9	147.6	267.3	31.1	3.4	13.9	9.7	52.3
	運航機帆船	3.7	—	1.7	5.2	17.3	0.5	—	2.8	—	—
6月	汽 船	1,334.8	301.4	316.7	168.0	233.1	23.5	3.8	18.8	7.3	47.2
	運航機帆船	4.9	—	—	4.4	11.0	0.5	—	2.0	—	—
第 四 半 期	汽 船	4,281.6	1,048.2	993.8	437.3	699.1	80.0	14.0	50.1	25.1	137.0
	運航機帆船	8.6	—	1.7	16.2	39.6	1.5	—	6.9	—	—
	計	4,290.2	1,048.2	995.5	453.5	738.7	81.5	14.0	57.0	25.1	137.0
7月	汽 船	1,392.0	297.1	283.3	137.8	217.6	23.9	4.6	26.1	6.8	48.4
	運航機帆船	4.4	—	—	8.0	11.8	—	—	—	—	—
8月	汽 船	1,396.4	297.1	283.3	145.8	229.4	23.9	4.6	26.1	6.8	48.4
	運航機帆船	10.5	—	—	3.4	16.7	—	—	—	—	—
9月	汽 船	1,428.8	327.0	246.8	125.0	254.7	17.5	0.9	24.8	10.3	34.0
	運航機帆船	11.0	—	—	6.0	19.0	—	—	—	—	—
第 三 季 期	汽 船	1,153.8	327.0	246.8	131.0	272.7	17.5	0.9	24.8	10.3	34.0
	運航機帆船	25.9	—	—	17.4	46.5	—	—	—	—	—
	計	3,750.2	980.8	770.6	410.9	792.4	60.5	6.3	70.1	27.4	160.1
合 計.	汽 船	8,040.4	2,029.0	1,766.1	864.4	1,531.1	142.0	20.3	127.1	52.5	253.1
	運航機帆船	34.5	—	1.7	33.6	86.1	1.5	—	6.9	—	—
	計	8,040.4	2,029.0	1,766.1	864.4	1,531.1	142.0	20.3	127.1	52.5	253.1

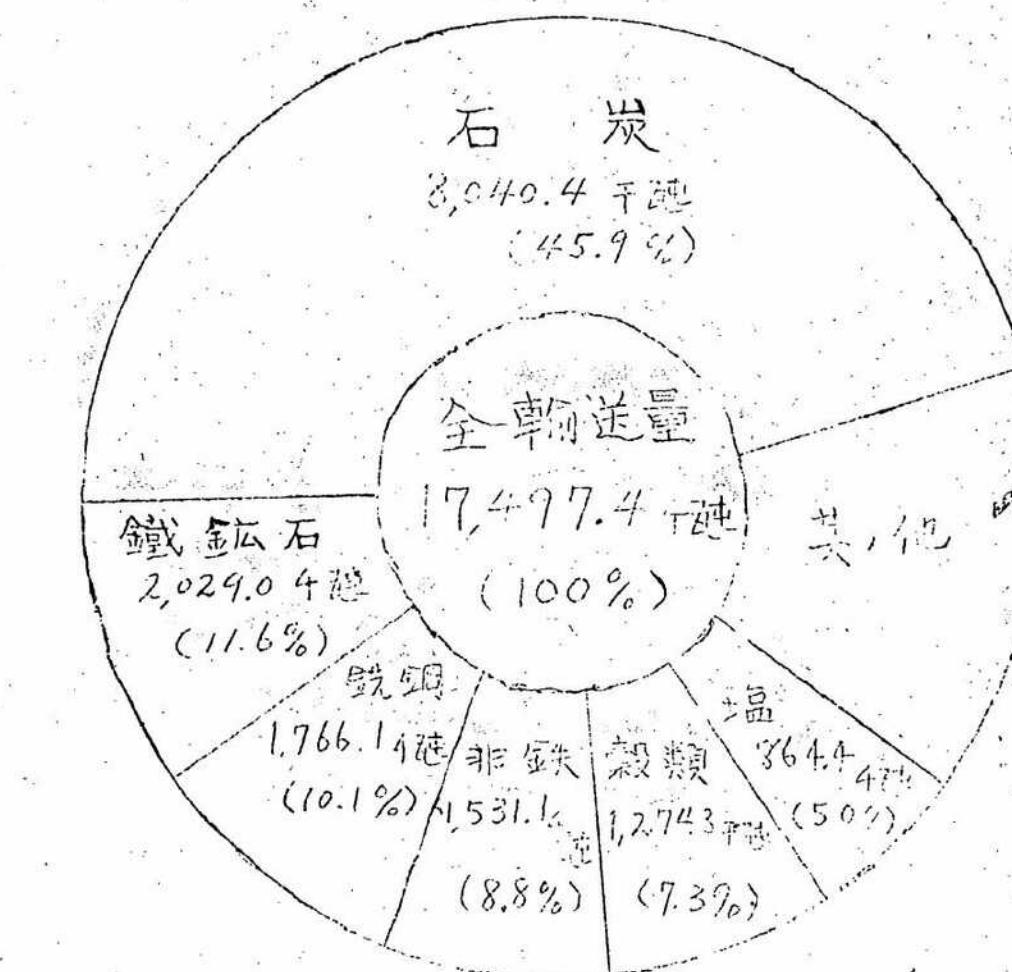
(機帆船)積物動植物資輸送實績
(流量=神スル 物資割比率)

	千噸	%
肥料	355.8	2.0
谷類	253.1	1.5
石炭	228.9	1.3
木炭	216.3	1.2
外洋漁業	177.2	1.0
マーカス	142.0	0.8
其他	140.8	0.8
エンジン	127.1	0.7
其 他	101.0	0.6
油類	75.1	0.4
飼料	57.8	0.3
油	52.5	0.3
生糞	21.3	0.1
豆達	22.3	0.1
棉花	20.0	0.1
油脂	2.9	0.1

(八) 昭和十八年度第一四半期(合計)

区分	物資別	石炭	銅	銀	鹽	生絲	砂糖	製糖	砂糖	油類	總額
第一四半期	物動計画(A)	372.5	102.4	964.9	401.0	160.8	59.1	-	10.0	20.8	60.0
	実 繢(B)	410.2	104.8	975.5	433.5	138.7	81.5	140	57.0	25.1	137.0
	% (B/A)	115.2	102.4	103.2	113.1	111.8	132.2	-	57.0	120.7	228.3
第二四半期	物動計画(A)	3878.6	926.7	941.6	388.3	719.3	59.1	-	20.0	23.5	60.0
	改訂物動計画(B)	3315.0	787.7	551.8	376.0	754.8	58.1	-	20.0	30.5	76.0
	實 繢(C)	3772.2	781.2	771.6	410.9	792.4	60.5	6.3	70.1	27.4	116.1
	物動=對比% (C/A)	116.7	105.8	81.8	105.8	110.2	102.4	-	350.5	116.6	193.5
	改訂物動=對比% (B)	113.1	100.2	139.7	109.3	105.0	104.1	-	350.5	97.8	152.7
合	物動計画(A)	7642.1	1450	1966.3	894	1520	118.2	-	36.0	11.3	120.0
	改訂物動計画(B)	7038.5	1327	1516.7	776	1456	1172	-	31.9	51.3	136.0
	實 繢(C)	8140.4	20270	786	864.4	1271	112.0	20.3	127.1	52.5	253.1
年	物動=對比% (C/A)	105.8	114.0	113	119.5	110.9	120.1	-	423.7	118.5	210.9
	改訂物動=對比% (B)	114.2	101.3	116.4	111.2	108.2	121.2	-	423.7	102.3	186.1

昭和十八年第一・第二四半期 C 船(含運船)
(全輪)



(7)

右二計畫ニ關する重要懸案事項

④ 戰時建設力動員体制確立ニ關する件

苛烈ナル決戦下戰力増強ノ觀點ヨリスル各種重要生産施設並關聯施設ノ整備増強輸送施設ノ急速整備諸充等ノ要請ハ愈々緊張ノ度チ加へ又空襲災害其他非常事態發生ノ場合ノ頗急的建設力動員ノ必要性モ豫想セラレアリ。

而シテ現在ニ於テハ是等建設要請ト皇國ノ建設能力トノ間ノ均衡保持セラレアラズ且又建設能力ノ動員必シモ此重點部面ニ對シ效率的ニ實施セラレアラザルノ感アリ。

依テ軍官民主要建設工事ノ綜合調査ヲ行ヒ皇國建設力ヲ最重點部面ニ對シ有機的且綜合效率的ニ渠注發揮スル爲メノ中権機構ヲ設クルト共ニ、軍官民ノ建設力動員ノ体制ヲ再編シ、戰時建設力ノ質及量ニ於ケル劇期的整備増強ヲ圖ル要アリト認メ別紙案ノ通り一應策定ヲ了セルモ今後軍需省ニ於テ之ガ推進ヲ要スモノト認メラ

ラル

(備考) 本案ハ行政機関ノ改革前ノモノナルニ付キ關係官職名等一部修正ヲ要スルモノアリ

戰時建設力動員体制確立ニ關スル件

昭一八九二五
企畫院第五部

第一 方針

苛烈ナル決戦下載局ノ要請ニ基ク重要施設ノ急速整備ヲ期シ車官民建設力ノ重疊部面ニ對スル有機的綜合的活用ヲ可能ナラシムルト共ニ戰時建設力ノ質及量ニ於ケル効率的整備増強ヲ圖ラントス

第二 員額及措置

一、建設力綜合動員實施ノ對象

建設力綜合動員實施ノ對象タルベキモノハ(軍事上乃至國土防衛上ノ要求ニ基ク緊急工事開拓力増強ノ觀點ヨリ)急速施行ヲ要シ且ツ速ニ其ノ實效ヲ期待シ得ル軍官民建設工事(3)空襲災害其他非常事態發生ノ場合ノ緊急工事等ニ限定シ現有建設力ノ活用ヲ重點的且效率的ナラシム

二、建設力動員体制ノ中権機構ノ設置

決戦下ニ於ケル各種重要施設ノ建設要請ヲ綜合シ皇國現有建設能力トノ間ノ調整ヲ圖ルベキ中権機構ヲ設ケ軍官民ノ建設能力ヲ重點部面ニ對シ最高度ニ集注發揮スルモノトス

之ガ爲ノ

(一) 内閣總理大臣管理ノ下ニ戰時建設委員會ヲ設ケ軍官民緊要工

舉ノ急速施行ニ必要ナル各般ノ方達ヲ講ビシム

(二) 戰時建設委員會ニ於テハ(1)國家的緊要工事施行ノ綜合調整(2)軍官民建設力ノ綜合的活用方策(3)戰時建設力ノ培養強化及綜合

勤員ニ關シ必要ナル學項等ニ付キ措置方針ヲ決定ス

三、實施責任各廳へ各省、公共團體及特殊法人ノ体制整備
戰時建設委員會ノ綜合調整ニ基ク建設力ノ勤員乃至緊要工事ノ實施ハ夫々所管各廳ニ於テ責任ヲ以テ強力且ツ迅速ニ之ヲ遂行スルモノトス

之ガ爲ノ

(一) 各廳ハ建設關係機關ヲ再編シ學務技術要員及機器ニ付キ機動性アル簡素強力ナル体制ヲ整備スルト共ニ施工機關ノ質的向上ニ關シ各般ノ施策ヲ講ズ

(二) 各廳ハ其ノ所管工事ニ付キ徹底的重視主義ヲ强行シ資金、資材、技術、労務等ノ效率化ヲ圖ル

四、民間建設力動員体制ノ強化

民間土建業者ニ付テハ其ノ沿革及現状ニ於ケル特殊性ニ鑑ミ綜合勤員ノタメノ統帥方式及之ガ運営ニ關シ特段ノ留意ヲナスモノトス

(一) 各土建業者ニ於テハ各廳ノ場合ニ準ジ其体制ヲ機動性アルモノダラシム

(二) 企業主体タル各廳トノ建設面ニ於ケル表裏一体ノ關係ハ更ニ之ヲ緊密化シ各廳ノ緊要工事施工ニ挺身協力セシムルノ体制ヲ

ス

整備鞏化ス

(三) 中小土建業者ノ能力ノ綜合効率化ニ付キ特段ノ方途ヲ講ズ
五 緊要工事實施促進ノタメノ措置

緊要工事ノ實施ヲ急速遂行センガタノ在ノ措置ヲ講ジ軍官民ノ建設總力ヲ綜合的ニ集注發揮ス

(一) 緊要工事遂行ニ當リテハ所要ニ應ジ軍官民相互間ニ技術労務機器ノ彼此融通ヲ圖リ又ハ特定機ナシテ他機所管ノ建設工事ヲ施工セシムル等綜合能力ノ發揮ニ努ム

(二) 右實施ノタメノ技術労務機器ノ配置轉換ヲ簡易迅速ナラシムルニ必要ナル各般ノ措置ヲ講ズ

(三) 民間所在建設關係技術者、學徒及一般青壯年ノ効員並ニ遊休機器ノ轉用等ニ付キ専段ノ措置ヲ講ズ

(四) 所要資金資材ノ確保ニ付キ特段ノ措置ヲ講ズ

(五) 地方行政協議會内ニ所要ニ應シ戰時建設部會ヲ設ケ緊要工事

實施ニ伴ヒ現地ニ於テ處理スペキ諸般ノ事項ニ付キ積極的協力ヲナサシム

六 前各項ニ關塘シ必要アル場合ハ戰時行政職權特別上ノ措置ヲ考慮シ又戰時行政特別法ヲ活用シ得ル如クスルモノトス

備考

一、埠頭場ノ施工部隊ノ編成ニ付キ必要アル場合ハ本体前ニヨリ再編強化セラレタル組織力ヲ勤員活用ス

二、空襲火警甚常事態發生ノ場合ノ應急措置ニ關シテハ地方政府勵進議會長若ハ國府地方長官ニ於テ、昭和一八八二七回議決定工場事業場防空緊急策劃委員會二要領六ニ基ク緊急工作隊ノ外本体前ニヨリ營辦セラレタル所在建設力ノ綜合動員ヲ臨機處遇スルモノトス

(二)

船腹増徴ニ伴フ非常對策ニ關スル件

船腹増徴ニ伴フ非常對策ニ關スル複帆船ノ利用範圍擴大ニ就テハ
漁力ニ五〇也以上ノ機帆船ノ國家使用ヲ為シ十一月上旬ヨリ計畫

物資ノ輸送ニ充當ス。

専石炭専主統一ノ開闢ハ日本石炭會社チシテ元一坂セシムルコ

トトシ開闢次ス。

其ノ内ハ開設整備ト併行シ専物置場ニ發スル如ク有々準備ヲ進メ
ツツアリ。

本件ニ關シテハ御賜御信旨ニ於テ引續キ通拂セシムル要アルベシ。

(三) 濱洋行ノ經営政策ニ關スル件
ハ主婦財政課一、勸業、農、林、鹽各官

へ專務委員一

越林省調査土材供給子母力、海洋貨ニ貿易セシメ

ル為渡航ルヲ設立シテ實行セシメント・シアルモ
現在木材會社チシテ小規模ニ實現セシムル域ニ

アルモ船腹封鎖上引續キ農商省チシテ育成セシ
ムルノ要アリ

(四)

港湾荷役機械ノ轉用

陸、海、商、遞、鐵、内各省

(主要關係廳)

港灣荷役力ノ緊急増強チ圖ル爲達本荷役機械等
ノ全國的動員轉用テ行フ要アルニ。第一次動員
トシテ十月二十八日（戰時輸送委員會連絡幹事
會ニ於テソノ一部ヲ決定セル至今後引續キ轉
用動員ヲ計画實施スルノ要アルヲ以テ運輸通信
省ニ於テ引續キ推進スペキモノトス。

(四)

木船用追加資材配當ニ關スル件

陸、海、遞各省

(主要關係廳)

特配トシテ來年度分ノ先渡^{期付}一三〇〇〇トン
ヲ認メ、前^{別紙}決定（一八、二九）分ノ殘量ハ配

(六)

航空輸送力擴充ニ關スル件

(主要關係廳)

陸、海、遞各省

當セザル方針ヲ決定シタリ。今後之ニ伴フ諸措
置ヲ必妥トスベシ。

（事業要旨）來年度ヨリ滑空機曳行輸送ヲ創始スル等航空
輸送力ヲ擴充セントスルモノニシテ、本年度ヨ
リ資材要員等ノ準備ヲ進ムル要アリ。
所要資材要員等ニ關シテハ目下十八年度計畫一
部決定進捗中ナルモ、運輸通信省ニ之ヲ引継ギ、
更ニ進捗セシムルヲ要スベシ。

(8)

國民動員計畫

(一)

昭和十八年度國民動員計畫上半期ニ於ケル施狀況

昭和十八年度國民動員計畫ハ動員計畫設定以來舊テナキ尠大ナル數ニ上リ、之ガ迅速且的ナル實施ハ異常ノ努力ヲ必要トスルノミナラズ、其ノ成否ハ戦力ノ増強ニ至大ノ影響アルヲ以テ五月三日閣議決定後厚生省ヲシテ直チニ之ガ實施ニ着手セシムルト共ニ特ニ實施上重要ト認メラルベキ諸問題、朗チ

(1) 國民徵用ニ於ケル徵用期間並ニ被徵用者ノ銓衡標準（特ニ徵用除外範圍ノ縮少）ノ改訂ニ關スル件

企業整備ニ伴フ從業者ノ配置転換ニ關スル件
男子従業ノ禁止制限職種ノ選定ニ關スル件

女子動員強化ノ實施方策ニ關スル件

労働報國隊ノ刷新強化並ニ需要者側指導要領策定ニ關スル件
工場及職場間労務者融通措置ニ關スル件

(7) 勤労者用物資確保對策策定ニ關スル件
等ニ關シ關係廳ト協議ノ上夫々具體的計畫ヲ樹立スルト共ニ實施ノ促進ニ努メツツアリ。

(二) 尚本計畫ノ上半期ニ於ケル實施成績ハ別紙(一)ノ通りニシテ之ガ實効ヲ顯グル爲ニハ更ニ一段ノ努力ヲ要スベシ。

昭和十九年度國民動員計畫ノ策定進捗狀況ノ概要
昭和十九年度國民動員計畫ノ策定ハ八月十七日閣議諒解「昭和十九年度國家動員諸計畫策定及聯施策進捗要領ニ關スル件」ニ基キ本年十二月下旬閣議決定ヲ受タル目途ノ下ニ進捗確定日程表ヲ作成シ九月十七日各省會議ニ於テ

- (1) 昭和十九年度國民動員計畫編成方針ニ關スル件
(2) 昭和十九年度國民動員計畫作成要領
(3) 昭和十九年度國民動員計畫資料中勞務者數ニ關スル資料作成要領

三 主要懸案事項

- (1) 昭和十八年度國民動員計畫改訂ノ件
航空戰力ノ飛躍的擴充ヲ中核トスル緊要產業ノ増強ニ必要ナル勤務要員ハ到底既定計畫ヲ以テ足レリトセズ急遽ニ之ガ物質別增加要員ヲ調查ノ上追加計上ヲ要スルコトトナレリ。之方爲特ニ重要問題トシテ考慮スベキハ供給力ニ付テノ大局的判定並ニ追加計上スベキ給源別人員ヲ如何ニスルカノ問題ナリ。之等ノ問題ノ解決ハ國內態勢強化方策ノ一環トシテノ「國民動員ノ徹底」策トシテ企畫院ヨリ内閣總理大臣ニ提出中ノ「戰力增強國民動員非常對策要綱」ノ實現如何ニ係ルモノト考ヘラル。
要スルニ昭和十八年度國民動員計畫ノ改訂案ノ策定ハ改訂ヲ豫

想セラルル物動及生擴ノ確タル見透シ竝ニ右非常對策ノ決定如何トヲ睨ミ合セ策案シ十二月中ニ閣議決定ヲ受クルヲ要スベシ。

(四) 戰力増強國民動員非常對策ニ關スル件

九月二十一日閣議決定ニ係ル「國內態勢強化方策」ノ一環トシテノ「國民動員ノ徹底」方ニ關シ企畫院トシテ別紙三ノ如キ戰力増強國民動員非常對策要綱」ヲ策定シ九月二十六日内閣總理大臣ニ提出済ナルモ未ダ本案ニ付審議スルニ至ラズ航空戰力ノ飛躍的擴充ヲ急速ニ實現スルニハ勤勞對策トシテ本要綱ノ解決ヲ焦眉ノ急務ト思考ス。

(五) 朝鮮人勞務者内地集團移入強化ニ關スル件

内地人勞務需給ノ逼迫就中重筋勞務者ノ不足ヲ補フ方法トシテ年々多數ノ朝鮮人勞務者ヲ内地ニ集團的ニ移入シ來リタルモ現情勢下ニ於テハ更ニ之ガ移入數ノ增加並ニ移入方法ノ檢討ヲ要スルト共ニ之ガ勤勞管理ニ一段ノ刷新チ圖ルノ要アルヲ以テ關

係題ト商議ノ上「朝鮮人勞務者内地集團移入強化ニ關スル件」チ策案シ之ニ基キ朝鮮總督府當局ト至急交渉スルノ要アルヲ以テ本院擔當課長ヲシテ厚生省、内務省ノ擔當官ト共ニ十月下旬朝鮮ニ出張セシメ折衝セシメタリ。

(六) 華人勞務者内地移入ノ促進ニ關スル件

華人勞務者ニ付テモ朝鮮人勞務者ノ内地移入下同趣旨ノ下ニ内地移入ヲ圖ルノ要アリタルヲ以テ、昭和十七年十一月二十七日閣議ニ於テ「華人勞務者内地移入ニ關スル件」ヲ決定セラレ之ニ基キ石炭勞務及港灣荷役等ニ試驗的ニ實施シツワアリタルガ、成績ハ概不良好ナルノミナラズ内地ニ於ケル重筋勞務ノ需要ハ益々緊切ナルモノアルヲ以テ、速ニ本格的移入ヲ圖ルノ要アルヲ認メ、之ガ促進ニ關スル具體案ニ付目下協議中ナリ。

極
秘

4

140.1.

(別紙一) 昭和 18 年度國民動員計畫上半期実績

目別 種別	17年12月末 現在数	18年度計畫數			18年度上半期実績數			18年度下半期需要數		
		新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計
男	1,566,163	998,655	552,845	1,536,500	343,082	350,566	692,648	156,513	181,779	343,553
女	1,832,042	396,321	563,279	859,800	103,898	295,461	315,815	226,123	261,913	493,935
計	3,398,205	1,395,176	1,121,124	3,796,300	412,480	646,033	1,073,513	382,696	455,071	1,337,787
男	6,334,516	863,153	326,527	7,391,680	253,472	178,496	931,878	614,161	175,171	782,807
女	1,425,943	234,658	189,066	1,194,124	59,389	96,060	255,249	195,969	93,126	268,675
計	7,759,857	1,103,811	507,733	8,145,804	312,861	270,266	539,307	368,577	1,056,477	1,056,477
男	7,216,163	907,931	1,536,500	1,354,381	132,539	190,645	323,184	314,493	67,361	387,730
女	522,757	134,691	293,196	372,917	27,081	45,936	75,027	195,610	43,390	148,960
計	7,737,917	582,126	777,733	1,044,555	161,620	116,531	278,041	422,523	110,651	531,151
男	1,166,163	260,561	107,516	1,080,67	94,570	53,758	195,420	165,919	53,951	219,937
女	323,757	153,422	293,196	81,477	22,875	14,394	37,399	115,500	68,672	68,672
計	1,489,917	312,220	136,560	819,504	117,407	107,783	105,159	145,571	128,273	117,541
男	347,430	204,412	171,100	91,531	10,466	8,580	19,026	12,725	2,680	22,835
女	266,163	107,678	172,726	129,76	3,676	7,614	13,090	10,620	4,120	13,826
計	613,593	311,419	343,850	93,507	13,940	13,170	33,196	23,340	6,740	50,371
男	201,430	115,761	115,599	115,599	701	4073	4674	1,317	4,673	6,835
女	273,430	104,212	22,863	22,863	30	10,407	10,407	3,607	10,407	13,450
計	474,860	219,973	136,152	136,152	728	14,080	15,103	5,307	14,880	20,329
男	2,443,163	160,091	337,29	1,900,29	3,177	564,69	20,618	26,447	21,949	92,411
女	1,523,757	8,261	14,607	333,55	1,161	9470	8,655	4,705	7,493	10,696
計	3,966,917	1,984,452	1,897,55	1,897,55	4,810	3446	29,843	7,3,607	34,667	108,109
男	199,517	33,841	11,348	40,519	-	5,814	5,814	5,814	5,814	38,705
女	10,346	1,707	1,204	2,791	-	503	503	1,707	523	7,349
計	189,724	34,598	13,712	47,210	-	6,356	6,356	6,356	6,356	40,954

(別紙一)昭和18年度國民労働計畫上半期実績

項目別 産業別	17年12月末 現在数	18年度計畫数			18年度	
		新規増加	減耗補充	計	新規増加	減
總 数	男 1,565,183 女 1,839,043 計 3,404,226	198,655 396,521 178,176	537,845 563,279 101,126	1,536,500 859,800 2,396,300	347,083 70,398 412,480	3
一般労務者	男 5,834,016 女 1,425,973 計 7,259,989	868,153 334,658 1103,811	356,527 189,466 303,193	1,771,680 1,134,134 1,645,804	253,472 59,389 312,861	2
運輸産業	男 7,210,106 女 5,977,725 計 13,187,831	407,433 1,366,691 583,123	1,330,026 1,29,336 1,11,733	5,854,38 3,239,17 809,555	137,539 37,081 161,620	1
生産擴充	男 1,666,109 女 2,03,559 計 1,819,668	310,531 534,22 213,796	107,516 99,064 131,580	568,067 81,477 116,9544	94,570 22,875 117,409	1
生機附帶	男 347,455 女 305,106 計 652,561	244,77 216,78 211,119	171,10 172,78 31,383	41,521 20,976 82,507	10,466 3,676 13,942	1
生活必需	男 241,615 女 215,364 計 456,979	11,603 10,49 15,72	9,764 10,319 19,740	11,539 23,863 35,392	201 2 223	1
交通業	男 224,625 女 152,836 計 377,461	10,021 5,211 12,815	5,373 14,787 18,935	134,029 93,353 147,382	3,149 1,161 4,810	1
國防土建	男 177,460 女 10,500 計 187,708	53,891 1,707 311,598	11,378 1,084 13,712	110,519 2,791 47,310	- - -	1

年月 現地	1/8年度計画数			1/8年度上半期実績数			1/8年度下半期需索数		
	新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計
11.5.48	6,133	598	6,731	-	299	299	6,133	299	6,432
11.5.72	3,399	173	3,572	-	87	87	3,279	86	3,485
11.5.20	9,530	771	10,303	-	386	384	9,530	385	9,717
11.6.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11.6.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11.6.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-
354,631	24,050	15,731	39,781	12,005	7,867	17,556	16,635	7,867	31,989
355,311	9,311	11,707	20,018	2,770	7,151	12,248	6,200	7,253	11,293
355,7168	38,366	30,661	69,027	14,819	15,321	30,110	18,114	15,320	33,815
425,281	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21138961	14,146	20,153	34,299	-	6,556	6,216	14,255	6,215	-
579,183	14,816	20,469	65,571	-	19,227	19,207	11,605	19,227	23,538
390,820	3,717	11,507	15,224	-	5,901	5,701	3,703	5,703	-
319,221	31,530	10,254	41,785	-	30,173	30,170	31,235	30,172	51,767
315,104	35,117	52,162	87,269	-	36,082	26,084	35,117	36,183	61,587
126,585	-	-	126,585	88,610	-	88,610	29,375	-	29,375
15,708	-	-	15,708	11,069	-	11,069	4,719	-	4,719
126,473	-	-	126,473	9,7619	-	9,7619	11,2711	-	11,2711
-	160,000	160,000	-	160,000	160,000	-	-	-	-
-	160,000	160,000	-	160,000	160,000	-	-	-	-
-	320,000	320,000	-	320,000	320,000	-	-	-	-
-	135,000	135,000	-	-	-	-	135,000	135,000	-
-	135,000	135,000	-	-	-	-	135,000	135,000	-

業別	1月度実現数	1月度計画数			新規
		新規増加	減耗補充	計	
森林水産	11548 1572 13,1120	6133 3399 9532	598 173 771	6,731 3,572 10,303	
農業	102 15 117	1 1 2	1 3 4	2 4 6	
宮島	354634 525341 1107168	34050 4314 33364	15,734 14,707 30,641	39,754 24,221 64,665	
下級事務職員	1135,287 213896 679183	- 14,605 14,604	12,511 10,453 10,969	12,511 5,3063 6,5574	
公務員	294860 219,224 315,104	3,717 31,530 34,1117	11,507 10,855 12,162	15,704 21,855 8,2609	
外地勤員	- - -	126,565 15,700 14,2313	- - -	126,583 15,726 14,2313	88 11 99
農業補充員	- - -	- - -	160,000 160,000 1320,000	160,000 160,000 360,000	
男子就業禁止者 嘱託等の好補充 要員	- - -	- - -	135,000 135,000	135,000 135,000	

別紙二

昭和十九年度國民動員計畫編成方針ニ關スル件（案）

企劃課〇〇十七號

昭和十八年九月八日

企畫院第三部

第一 方針

昭和十九年度國民動員計畫ハ戰爭指導上ノ要請ニ即シ航空戰力ノ飛躍的增强ヲ第一義トシ航空機關係工業ヲ有機的一體トセル之ガ要員並ニ緊急物資ノ生産確保及輸送ニ必要ナル要員ノ迅速的確ナル充足ヲ圖ルト共ニ國民勤労總力ノ最高度發揮ヲ期スルヲ目途トシ概不左ノ要領ニヨリ設定スルモノトス

第二 要領

一、需給計畫ハ内外地別ニ編成スルコトトシ常時要員ト臨時要員トニ區分シ計畫ノ對象タル要員ハ一般勞務者、下級事務職員及公務要員竝ニ外地滿洲支那南方地域等ノ内地ニ對スル期待要員トスルコト

二、需給計畫ノ中心ヲ航空機工業並ニ關聯產業ノ要員充足ニ置キ之ガ完全充足ヲ圖ルト共ニ重要軍需品、電力、鐵鋼、船舶、車輛、

石炭、重要礦物、食糧及輸送等ノ重點產業要員ヲ確保スルコト

三、當時要員ノ計畫ハ昭和十九年度ニ於ケル總所要員數ヲ對象トシ之ヲ現在數、新規需要增加數、減耗補充要員數及移動數ニ區分シ

編成スルコト

前項ノ新規需要增加數ハ前年度ニ比シ生産量又ハ業務量ノ増加ヲ

豫想シ得ザルモニ付テハ原則トシテ之ヲ計上セザルモノトスル

コト

四、需要ノ產業別ハ概木前年ノ例ニ依リ編成スルコト

五、需要ニ對スル給源ハ前年度掲ゲタルモハニ付可及的增加ヲ圖ル

モ特ニ左記ノ者ニ付給源ノ飛躍的增加ヲ躊躇需給ノ調整ヲ行フモノ

トスルコト

(一) 國民學以修了者及中等學校卒業者

(甲子)

中等學校以上ノ學生生徒(女子ヲ含ム)

(二) 女子高等女學校及之ニ準ズル學校以上ノ學校卒業者(女子ヲ含ム)

企業準備ニ伴フ從業者

不急業務從事者

(六) 朝鮮人勞務者

(七) 華人勞務者

六、女子ニ付テハ其ノ適職及代替ノ飛躍的擴充ニ努メ之ガ勵願ノ一段ト強化スルコト

七、生產設備ノ全的活用ヲ策スル爲緊要產業就中航空機工業ニ於テ

ハ原則トシテ二十四時間制ヲ實施スルコト

八、勤努力ノ全的活用ヲ圖ル爲作業及工程管理ノ合理化並ニ勤務管理ノ効率的刷新ニ特段ノ措置ヲ講ズルコト

九、昭和十九年度國民動員計畫ニ基ク重要工場事業場勞務計畫並に都道府縣別需給計畫ノ作成ハ國民動員計畫決定後別途實行計畫ト

シテ作成スルモノトスルコト

一〇、昭和十九年度國民動員計畫策定ノ進捗豫定ハ左ノ如クスルコト

一(イ) 國民動員計畫策定要領（方針並ニ資料作成要領）

九月十五日

二(ウ) 新期中等學校卒業者内外地別配當計畫

九月二十五日

三(エ) 計畫資料提出

十月三十日

四(オ) 國民動員綜合計畫部内決定

十二月十五日

五(カ) 全各省主任官會議

十二月二十日

六(キ) 全參與會議

十二月二十四日

七(ク) 閣議決定

十二月二十四日

(別紙三)

戰力増強國民動員非常對策要綱（案）

企照一八九二五

院

第一 方針

現情勢下ニ於ケル國政運營ニ關スル閣議決定ニ基キ航空戰力ノ躍進的補充並ニ食糧ノ自給態勢確立ニ絶對支障ナカラシムル爲帝國臣民ノ義勇奉公心ヲ基調トシ左記要領ニ依リ速ニ人の國力ノ徹底的動員ヲ図ラントス

第二 要領

一、學徒動員ニ關シテハ概不左ノ方針ニ依ル

- (一) 常時要員トシテ新規學校修了者又ハ卒業者及在學者ノ徹底的動員ヲ行ヒ緊要生產ニ從事セシム
- (二) 右ニ即應シ上級學校ヘノ進學ヲ計畫的ナラシメ之ガ爲必要ナル學制ノ一時的改變ハ別紙學校非常體制確立要綱ニ依ル
- (三) 動員スベキ學徒ニ對シテハ必要ニ應ジ國民徵用令ヲ發動スルモ其ノ特質ニ鑑ミ之方動員方法及勤勞管理ニ特別ノ考慮ヲ拂フ

二、左ニ依リ國民徵用範圍ノ擴大普遍化ヲ圖ル

(一) 國民徵用ノ對象トナルベキ要登錄者ノ年齢範圍ヲ擴ムルト共ニ登錄ヲ綜合的一元的ナラシム且之方正確ヲ期スル爲特段ノ方途ヲ講ズ

(二) 徵用除外例ヲ更ニ縮少ス

(三) 國民徵用令第四條ノ規定ニ依ル工場事業場指定範圍ノ擴充ヲ圖ル

(四) 一般未婚女子ニ付テハ其ノ特性ヲ考慮シ國家ノ指定スル工場事業場ニ限り速ニ徵用ヲ實施ス

(五) 勤勞配置ノ適正化ヲ圖ル爲左ノ方途ヲ講ズ

(六) 中央及地方ニ於ケル勤勞動員行政機構ノ劃期的強化ヲ圖ル

(七) 企業經營體ニ於ケル一元的勤勞管理機構ヲ確立強化スルト共ニ勤勞秩序確保ノ爲特別ノ措置ヲ講ズ

(八) 勤勞配置ノ機動性ヲ確保スル爲必要ナル措置ヲ講ズ

三、男子高年齡者ノ活用ヲ圖ル爲調查登錄ノ實施、現職域ニ於ケル繼續就業等學則ノ措置ヲ講ズ

四、官廳、田舎等ノ整理ニ伴フ人員ニ付テハ技能及経験ヲ考慮シ擴充整備ヲ要スル第一線ノ行政廳又ハ生産部面ニ計畫的ニ創設シ之ガ活用ヲ圖ル

五、前各項ノ外國民動員ノ徹底ヲ期スル爲左ノ施策ヲ講ズ

(一) 國民徵用範圍ノ擴大普遍化ニ伴ヒ男子一般青壯年ノ最大限ノ動員ヲ行フ

(二) 朝鮮人労務者ノ内地移入ノ強化暨ニ華人労務者ノ内地移入ノ本格化ヲ圖ル

(三) 刑務所在監者ノ活用竝ニ南方地域ニ於ケル白人労働者ノ内地移

(四) 技術者ノ急速養成並ニ現場遠元ニ關シ特別措置ヲ講ズ

(五) 陸海軍ニ徵集又ハ應召中ノ技術者及熟練労務者ヲ緊要生產ニ於ケル利用ヲ擴充ス

從事セシムル如ク特別ノ考慮ヲ拂フ

(イ) 國民ノ戰意昂揚施策ニ即應シ國民總勤勞ニ關スル思想ノ徹底

強化ヲ圖ル

第三 實施措置

一、學徒勤労動員

(一) 學徒勤労動員ノ範圍左ノ如シ

(イ) 國民學校新規修了者ニシテ國家要請ニ基ク上級學校二人學

セル者以外ノ者

(ロ) 中等學校新規卒業者ニシテ國家要請ニ基ク上級學校二人學

セル者以外ノ者及中等學校最高學年ニ在學スル者

(ハ) 專門學校以上ノ法文科系ノ學校又ハ學部ノ新規卒業者及在

學者ニシテ徵募セラレタル者以外ノ者

(三) 各種學校（國家要請ニ基ク存續ヲ認メタルモノヲ除ク）ニ

在學スル者

(二)

（註）前各號ノ國家要請ニ基ク上級學校ノ種類、入學數ノ制限等ハ別紙學校非常體制確立要綱ノ定ムル所ニ依ル

(三)

學徒ノ動員ニ當リテハ其ノ特質ニ鑑ミ左ノ各號ニ付醫別ノ考

慮ヲ拂フ

(イ) 學校在學者ニ付テハ可及的ニ學徒ニ適應セル職場ニ他ト區

分シ配置就業セシムル如クスルコト

(ロ) 職場即教室ノ指導精神ニ依リ教育訓練ヲ意ラシメザルコト

(ハ) 專門學校以上ノ學校卒業者又ハ在學者ニ付テハ現場專務職員（工務技術者）又ハ勞務管理補助者タラシムル等適材適所ノ配置ニ努ムルコト

(四) 所定ノ動員期間ヲ終了シタル者ニ對シテハ左ノ如キ特典又

ハ資格ノ附與ニ付考慮スルコト

(1)

陸海軍ニ於ケル幹部候補生タル資格

(2)

中等學校最高學年在學者ニ對シテハ當該學校卒業者トシテノ資格

(3)

理科又ハ文科ノ上級學校ニ入學シ専ルノ資格

(4)

所定ノ技術者タルノ資格

(四)

學徒動員ニ伴ヒ餘剩トナルベキ教職員ニシテ適當ナル者ハ指導者トシテ共ニ動員ス

二、

國民徵用ノ擴大普遍化

備ス

(一) 國民登錄ハ総會の一元的ナラシム、之ガ為現行ノ各種登錄（國民労務手帳法ニ依ル甲告ヲ含ム）ハ之ヲ整理結合シ一齊ニ施行スルコト但シ科學技術者ノ登錄ハ兩途之ヲ行フコト

(二)

登錄ヲ要スル者ノ年齢範囲ハ男子滿十四年以上五十五年未

滿、女子滿十四年以上三十年未滿ノ未婚者トスルコト

(三)

登錄ハ居住地ニ於テ市區町村長ヲシテ之ヲ行ヘシノ國民職業指導所ニ於テ管理スルコト

登錄ニ當リテハ部落會、町内會ノ長及隣組ノ活用ヲ圖ルノ外

警察ノ戸口調査トモ緊密ナ聯絡ヲ保チ脱漏ナキヲ期スルコト

(四)

登錄ノ整理ハ登錄票ニ付性别技能別等ニ区分シテ行ヒ移動ニ依ル訂正ハ市區町村長及警察當局ノ協力ノ下ニ國民職業指導所之ニ當ルコト

(二) 登錄ヲ要スル者ニシテ現在徵用除外ヲナシ又ハ考慮ヲ拂ヒツ

ツアル者ノ中左ノ者ニ付テハ爾今徵用除外ヲ爲サズ

(一) 學校非常體制確立要綱ニ基キ存置スル學校以外ノ學校ニ在學スル者

(四) 地方議會ノ議員

(八) 上級學校受驗準備中ノ者

(二) 企業ノ國家性格確立ニ伴ヒ國民徵用令第四條ノ規定ニ依ル指

定範圍ノ擴大ヲ圖ル

三、女子動員ノ強化

(一) 一般未婚女子ヲ對象トシ徵用ヲ實施ス徵用スベキ者ハ年齢滿十四年以上三十年未滿ノ者ニシテ國家ノ指定スル業務ニ從事シアラザル者並ニ特ニ志願シタル者トス

(二) 女子ノ徵用ヲ行フニ當リテハ左ノ諸點ニ付特ニ考慮ヲ拂フ

(1) 男子ニ比シ特ニ家庭事情、身體狀況等ヲ斟酌スルコト
(2) 徵用ニ先立チ同窓會、婦人會、女子青年團等ノ組織ヲ活用シテ集團的ニ豫備訓練ヲ施シ之ガ配置ニ付テハ努メテ隊組織（例へバ女子義勇奉公隊又ハ女子挺身隊ノ如キ名稱ノ下ニ）ニ依リ之ヲ行フコト

(3) 女子ノ特性ヲ考慮シ之ガ勤勞管理ニ付特段ノ工夫ト考慮ヲ拂フコト（概本體ノ決定ニ係ル「女子勤勞動員ノ促進ニ關ス

ル件」中勤勞管理指揮要領ニ依ル）

四、勤勞配賦ノ適正化

(一) 中央及地方勤勞動員機構ヲ整備強化ス

(1) 學生省ニ臨時國民動員中央本部ヲ置キ關係機關ナル聯

絡ノ下ニ勤勞動員ヲ強力ニ實施スルコト

(2) 都道府縣ニ臨時國民動員地方本部ヲ置キ人數又其實力化ヲ

圖ルト共ニ強力ナル權限ヲ附與スルコト

(3) 國民職業指導所ハ國民動員署ニ改組シ署長ハ之ヲ地方事務官ヲ以テ充ツルト共ニ中央官廳ノ整備ニ依リ生ジタル餘剩人

員ノ相當部分ヲ之ニ配置スルコト
右ノ改組ニ當リテハ職員ノ資質ヲ向上スル爲之ガ調練並ニ待遇ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト

(二) 企業經營體ニ於ケル勤勞管理機構ヲ確立ス

(1) 企業經營體ノ國家性格確立ニ即應シテ之ガ勤勞管理機構ヲ

- 強化スル爲勤労擔當理事者ノ選任ヲ命ジ得ルノ措置ヲ講ジ全職場ニ瓦ル職員並ニ労務者ノ管理ヲ一元化セシムルコト
- (四) 工場事務場ノ各級指揮者ニ付該職場ノ精銳分子ヲ以テ構成スル參謀部ヲ設ケ勤労力ノ結集發揮ニ付生産推進ノ中核タラシメ勤労管理ニ關スル指揮者ノ補助組織トスルコト
- (五) 企業經營體ニ於ケル勤労秩序ヲ確立スル爲政府ニ於テ左ノ措置ヲ講ズルコト
- (1) 勤労擔當理事者ニシテ部下ノ指揮監督ニ著シキ不行履アリタルモノニ對シテハ其ノ資格剥奪ヲ爲スコト
- 前項ノ資格剥奪ハ爾後勤労擔當理事者トナルヲ資格ヲ剥奪スルコト
- (2) 勤労者ニシテ著シク勤労狀況又ハ性情不良ナルモノニ對シテハ一月乃至六月以下ノ期間ノ設置スル施設ニ於テ特別ノ鍛錬及敎育ヲ加フルコト
- (3) 前二項ノ處分ハ政府ノ設置スル勤労審判委員會ノ審判ニ依リ之ヲ決定スルコト
- (三) 國民動員計画ニ即應スル都道府縣別需給概數ニ基ニ都道府縣テシテ其ノ具體的需給計畫ヲ設定セシメ之ニ依リ適時適確ナル要員ノ充足ヲ圖ラシムルト共ニ都道府縣相互ノ調整ハ地方行政協議會ニ於テ、地方行政協議會地域相互通ノ論鑑ハ厚生省ニ於テ之ヲ行フ如ク措置ス
- (四) 勞務配置ノ機動性ヲ確保スル爲左ノ諸點ニ付所要ノ措置ヲ講ズ
- (1) 企業系列ノ整調強化ニ即應シ親工場、指定勤労工場ヲ一體トシタル単位生産組織體内ニ於ケル勤労者ノ圓滑ナル融通ヲ制限化スルコト
- (2) 従業者ノ配置轉換命令ハ企業整備ノ場合ニ限定セズ之ヲ適用シ得ル如クスルコト

(iv) 特定ノ産業ニ付特別勤労隊ヲ組織スルコト

(1) 造船業、鍛錬業等ニ於ケル鉄打、煉瓦積等ノ作業ニ從事スル特定ノ職種ノ労務者ニ付テハ當該工場ヲシテ特別勤労隊ヲ組織セシメ國ノ命令ニ依リ機動的活動ヲ爲サシムルコト

(2) 荷役及輸送ノ作業ニ從事スル労務者ニ付テハ適當ナル勤労者團體ヲシテ特別勤労隊ヲ組織セシメ機動的活動ヲ爲サシムルコト

五 高年齢者ノ活用

(1) 官廳公共團體並ニ民間會社ノ停年制ヲ撤廢シ高年齢者ノ就業ヲ繼續シ得ル如ク法令上ノ措置ヲ講ズ

(2) 退官、退職ヲナシ現在就業シ居ラザル男子高年齢者ニ對シ調査登錄ヲ實施シ適當ナル業務ヘノ就業ヲ勧奨シ要スレバ徵用ヲ實施ス

六 官廳、團體等ノ整理ニ伴フ人員ノ轉換

(1) 整理人員並ニ整理時期ノ概定ニ基キ計量的配備ヲ行フ

(2) 轉換先ハ統合左ノ如シ

(3) 官廳、公共團體ノ勤務者ハ原則トシテ擴充整備ヲ要スベキ

第一環行政廳

(4) 民間團體ノ勤務者ハ擴充ヲ要スル處業ノ生産第一線部面(5) 民間團體ニ於ケル餘烈人員ノ轉換ハ強力ナル勵進ニ依ルベキ

モ要スレバ法令上ノ強制措置ヲ講ズ

七 其ノ他

(1) 総合的國民登錄令ヲ制定ス

(2) 國民徵兵令及勞務調整令ニ所要ノ改正ヲ行フ

(3) 勞務者ノ住宅、通勤竝ニ食糧ノ手配等ニ何テハ非常國民勤農ニ即應シ格段ノ措置ヲ講ズ

右ノ住宅要請ニ原ズル爲土地工作物管理使用收用令ヲ變動ス

(9) 國家資金計畫

(一)

昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

(二)

五月十一日閣議決定後各所管實施官廳ニ於テ夫々實施ニ移セリ。

(三)

民間各金融機關ニ於ケル國債消化計畫及蓄積計畫ノ實施ニ付

テハ全國金融統制會ヲシテ具體的實施計畫ノ設定及實施ヲ爲リ

シム。

(四)

企業整備ニ伴フ資金移動ニ付テハ本計畫ノ決定ニ從ヒ企業整備資金臨時措置法ノ制定實施セラレタル爲、十八年度資金計畫

(五)

ハ企業整備ノ實施ニ付キ何等變更ヲセザルコトトセリ。

(六)

上半期實績ハ目下所管各廳ニ於テ取纏メ申ナリ。產業資金其ノ他最近ノ情勢ニ基キ計畫ノ修正ヲ要スベキモノアルヲ以テ右上半期實績並ニ今後ノ推移ヲ慎重検討ノ上、要スレバ十八年度資金計畫ノ修正實施計畫並策定スル豫定ナリ（八月十二日資金統制協議會決定）。

滿北中南海南小
南方A地區
南方B地區

	交易計畫		
	輸	實	%
計	輸	實	續
滿	二〇四三三	二四一〇九六	二一八
北	二六三七	一〇八七三九	一六〇
中	二六五三二	一四一六一	一六〇
南	九〇六	一三六	八三
海	三三九四三	一九四五八四	一三三
南	一〇九三一	一〇三九二	一〇一
方	一〇四〇一	一〇四〇一	一〇一
A	一〇四〇一	一〇四〇一	一〇一
B	一〇四〇一	一〇四〇一	一〇一

(1) 交易計畫
 (2) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況
 上半期實施狀況ニ付キヲハ九月分實績未詳ノ爲確定的ナル報告ヲ
 ナシ得ザルモ之ヲ第一、四半期ニ付キ見ルニ左ノ如シ

(単位 千圓)

昭和十九年度計畫策定進捗狀況
 (1) 八月十二日資金統制協議會決定「昭和十九年度國家資金計畫設定ニ關スル件」ニ基キ目下作業中ナルセ。
 (2) 十九年度資金概略案ハ物動大綱決定ノ遲延ニ伴ヒ豫定ノ如キ進捗不可能ナリ。
 (3) 關聯施策ハ「現情勢下ニ於ケル國政運營要綱」ニ基ク諸措置ニ依リ一部實現セラレタルモノモアリ尙全般ニ亘リ兩者相照應シテ作業ヲ進ムルヲ要スベシ。
 (4) 企畫院廢止後本計畫設定作業ハ引續キ大藏省ニ於テ之ヲ行フ要アリト認メラル。

スル件」= 基干目下作業中ナルモノ、
十九年度資金概略案、物動大綱決定ノ遷延= 件ヒ豫定ノ如キ
拂不可能ナリ。

關聯施策ハ、一現情勢下ニ於ケル國政運營要綱」= 甚ク諸指置
依リ一部實現セラレタルモノモアリ尙全般亘リ兩者相照應
テ作業ヲ進ムルヲ要スペシ。

企畫院廢止後本計畫設定作業ハ、引續キ大藏省ニ於テ之ヲ行フ
要アリト認メラル。

昭和十九年度國家資金計畫審議試案
十月三十日既議決定ノ上資金計劃協議
會ニ報告相成リ

易計畫

昭和十八年度上半年ニ於ケル實施狀況

半期實施狀況ニ付キテハ九月份實績未詳ノ爲確定的ナル報告ヲ
得サルモノ第一、四半期ニ付キ見ルニ左ノ如シ

(単位 千圓)

輸出	輸入	貿易	
		計畫	實績
三〇五三三	二四六〇九六	一六八	一三六
八六二四四	一〇八七三九	一六〇	一八五
三七五三二	四四一六一	一三二	一三二
六九〇六	六三二二	九九	九九
三三三二七	四四三七三	一〇八	一〇八
三二九二五	一〇四五八四	一三三	一三三
一三三四四	一〇五九二	一〇七	一〇七
一〇九三一	九四二〇	一〇七	一〇七

小合泰計

(一九三四年)	一六〇一	三七
(一九三五年)	一六九〇	四一六
(一九三六年)	一七〇〇	三九三六四
(一九三七年)	一七一〇	三九三七五
(一九三八年)	一七二〇	三九三八六
(一九三九年)	一七三〇	三九三九七
(一九四〇年)	一七四〇	三九四〇八
(一九四一年)	一七五〇	三九四一九
(一九四二年)	一七六〇	三九四二〇
(一九四三年)	一七七〇	三九四三一
(一九四四年)	一七八〇	三九四四二
(一九四五年)	一七九〇	三九四五三
(一九四六年)	一八〇〇	三九四六四
(一九四七年)	一八一〇	三九四七五
(一九四八年)	一八二〇	三九四八六
(一九四九年)	一八三〇	三九四九七
(一九五〇年)	一八四〇	三九五〇八
(一九五一年)	一八五〇	三九五一九
(一九五二年)	一八六〇	三九五二〇
(一九五三年)	一八七〇	三九五三一
(一九五四年)	一八八〇	三九五四二
(一九五五年)	一八九〇	三九五五三
(一九五六年)	一九〇〇	三九五六四
(一九五七年)	一九一〇	三九五七五
(一九五八年)	一九二〇	三九五八六
(一九五九年)	一九三〇	三九五九七
(一九六〇年)	一九四〇	三九六〇八

輸出ニ於テ南方A地區及B地區ノ成績不良ナルハ、陸海軍共ニ一般交易物資用ニ割當テラルル船腹極度ニ壓縮セラレタルニヨルモノニシテ船腹狀況ヨリ見テ今後共計盤達成ハ不可能ト考ヘラル。

泰、佛印ノ計盤超過ハ前年度ヨリノ繰越分ニヨルモノニシテ特ニ泰ハ前年十一月以降洪水ノ爲配船量激減シ其ノ爲滯貨トナリ居タルモノヲ本年度第一、四半期ニ於テハ特殊ノ品目ヲ除キテハ割當ヲセズ・シテハ第一、四半期ニ於テハ特殊ノ品目ヲ除キテハ割當ヲセズ・満支向輸出實績ガ他地域ニ比シ計盤ヲ上回リ居ルハ前年度ヨリノ繰越分著シク多キト單價ノ値上リニ因ルガ殊ニ中支ニ於クル一六

〇%ノ實績ハ洋紙、和紙、機械、茶、醜干魚介、紙製品等ガ計盤チ超過セルニヨル。

輸入ニ付キテハ中支ハ計盤ニ對シ四四%ナルカ、之ハ中支期待物資中金額最大ナル棉花ガ成績不良（計盤ニ對シ三七%）ナリシ爲ニシテ或鑽石、植物油脂原料等ハ計盤以上好成績ヲ收メタリ。

昭和十九年度計盤ノ策定進捗狀況

九月上旬交易協議會ニ於テ十九年度交易計盤策定事務要領ヲ決定シ、之ニ基キ各關係廳ヨリ十月末日迄ニ資料ヲ提出ノ豫定ナリ。尙第四部ニ於テ有力商社ニ付キ最近ノ商品事情ヲ調査シタルモ、調査成果ヲ取纏メツツアリ。

交易價格調整計畫ニ關シテモ右ト同時平行的ニ進ムル豫定ナリ。

(1) 生活必需物資動員計畫

口

昭和十八年度上半年ニ於ケル實施狀況

主要食糧ノ綜合需給計畫ニ關シテハ概本計畫通り進捗シツツアリ。日滿支ヲ浦ズル主要食糧ノ相互交流ニ付テハ本年三月二日閣議決定ノ相互交流計畫ニ基キ實施シアリシ處概本計畫滿リノ實績ヲ擧ゲタリ。

生活必需物資ノ民需物資ノ民需配當ニ關シテハ農林省、商工省等ニ於テ計畫ニ基キ實施中ナリシ處概本計畫ノ八〇乃至九〇%ノ實績ヲ擧タルヲ得タリ。

口 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

昭和十九年度計畫ノ策定ニ關シテハ「昭和十九年度國家動員計畫策定ニ關スル件」ニ基キ昭和十八年十二月中旬迄ニ策定事務ヲ完了スベク「策定要領案」ヲ作成一應部内ノ打合ヲセリ

醫藥品等需給計畫

四

昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

五月十八日醫藥品等需給計畫閣議決定後直ニ之ガ實施要領及第一四半期暫定實施要領ヲ策定シテ實施上萬遺憾ナキヲ期スルト共ニ一方厚生省ニ於テハ戦力増強企業整備基本要綱ニヨル醫藥品製造業整備ニ着手シ、現存日本醫藥品生產統制會社、日本醫藥品配給統制會社其他各統制機關ヲ解消シ新ニ統制會社令ニヨル彈力ナル醫藥品統制會社ノ設立ヲ計畫中ナリ。

尙上半期ニ於テハ概木七〇%程度ノ實績ヲ擧ゲタリ

四
昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

昭和十九年度計畫ノ策定ニ關シテハ八月末關諸廳係官ト策定要領ニ付一應事務打合ヲ完了セリ

(13)

右三計費ニ關聯スル重要廳案事項

四

昭和十八年度下半期交易價格調整實施計畫策定ニ關スル件

(主要關係廳)

商工省、農林省、大東亞省、外務省、陸軍省、

海軍省、內務省、大藏省、厚生省

(事業要旨)

昭和十九年八月末交易協議會一部幹事會ニ於テ

策定事務要領決定九月中ニ各自ヨリ企畫院第四部へ資料提出アリタルモノ下記物類ノ改訂ト步調ヲ
マントル必要アリ

目下考究中

四

昭和十九年度交易價格調整計畫策定ニ關スル件

(主要關係廳)

商工省、農林省、大東亞省、外務省、陸軍省、

海軍省、内務省、大藏省、厚生省

(事業要旨)

昭和十九年九月上旬交易協議會ニ於テ策定事務

要領決定

十一月廿日迄ニ各省ヨリ企畫院第四部へ資料提出ノ決定トナリ居レリ

四 日滿支食糧交流ニ關スル件

(主要關係廳) 陸軍省、海軍省、農林省、内務省、大東亞省

(事業要旨) 滿洲產大豆粕糧穀三品ノ配分

四 昭和十九年度ニ於ケル滿洲大豆粕穀入ニ關スル件

(主要關係廳) 滿洲國、農林省、内務省

(事業要旨) 昭和十八特產年度中ニ對日滿洲大豆粕輸出可能見込數量ヲ決定シ之ヲ内外地ニ配分セントスル

セノナリ

四 作付轉換計畫ニ關スル件

(主要關係廳) 農林省、大藏省

(事業要旨) 桑園、果樹、烟草ノ食糧作物ヘノ轉換計畫ヲ行ハントス

四 錦安工場ヲメタノール工場ヘ轉換スルノ件

(主要關係廳) 農林省、商工省

(事業要旨) メタノール製造ノ爲錦安工場(日本水素小

名瀬工場)ノ既存施設ヲメタノール生産設

備ニ轉用セントス

四 農機具ノ計量生產ニ關スル件

(主要關係廳) 農林省、商工省

(事業要旨) 農機具ノ製造、配給計畫及製品物動計畫ヲ行ハントスルセノナリ

四 生絲及團體纖維取得區分ニ關スル件

(主要關係廳) 軍需、海軍省、農林省、商工省

(事業要旨) 一、軍民需區分

二、配給機器ノ設定

四 木材生產增強方策ニ關スル件

四

(主要關係廳) 厚生省、農林省、文部省、鐵道省、遞信省、大

藏省

(事業要旨) 昭和十八年度下期ニ於ケル木材増産實施方策ニ

關スル事項

四 力ゼイン増産ニ關スル件

(主要關係廳) 農林省、商工省

(事業要旨) 航空機用資材トシテノ力ゼインヲ増産セントス

タンニン材料非常増産對策ニ關スル件

(主要關係廳) 商工省、農林省

(事業要旨) 國產タンニン材料ノ増産

蓖麻種子及纖維獻納運動ニ關スル件

(主要關係廳) 陸軍省、海軍省、商工省、農林省、文部省、內

務省

(事業要旨) 全國休閑地利用ニ依ル昭和十九年度蓖麻栽培運

動並同機維狀能ヲ計畫セントス

四 ケリセリン所產運動ニ關スル件

(主要關係廳) 兩工省、陸軍省、海軍省

(事業要旨) 鹽醇タリセリン增產遂行ヲ期セントス

(主要關係廳) 陸軍省、海軍省、厚生省、內務省、商工省、農

林省、大藏省

(事業要旨) 國民戰時生活ノ限度ニ關シ段討ヲ爲サントス

乙

前項以外ノ企畫院所管事務概況

企業整備關係事務（軍需省移管分）
(一) 戰力增强企業整備事務進捗狀況

第一種工業部門

甲號業種

商工省								所管省	業種名	取扱官廳	整備要領示達日	備考
8	7	6	5	4	3	2	1	綿スフ紡績業	中央	○	八月五日	
綿スフ紡物製造業	人絹製造業	絹糸紡績業	紡毛紡績業	梳毛紡績業	スフ専紡績業	2	1	綿スフ紡績業	中央	○	八月五日	
中央及地方	○	○	○	○	○	○	○	同右	同右	○	八月十八日	
七月二十九日	○	○	○	○	○	同右	同右	同右	同右	○	同右	

大藏省		農林省													
1	6	5	4	3	2	1	17	16	15	14	13	12	11	10	9
麥酒製造業	油脂製造業 ソルタミン酸	精製糖業	製種製造業	繩織維製造	機械製糸業	蘭短纖維製造	内金屬加工業 (1) 鉛管 (2) 製造磨業 合金	研削材 品鐵 亞鉛 繩 業 板 製 造 業 內	研削砥石	耐火煉瓦製造	繩織物染色業	毛織物製造業	絹人絹織物製業	中央及地方	中央及地方
中 央	中央及地方	‘	‘	‘	中	‘	中	‘	‘	‘	‘	‘	‘	‘	‘
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	九月十五日	九月十日					同右	八月十六日	八月十九日	同右	八月二十三日	八月十一日	同右	七月二十九日	
	地 方 業 者 又 ハ 示 達 ヘ														

乙號業種								
商工省	所管省	業種名	取扱官廳	協議済要領	整備要領	示達済	示達月日	備考
9 硫酸製造業	8 印 刷 業	7 製 紙 業	6 品 織 第二 次 製 造 業	5 燃 紙 製 造 業	4 反 毛 工 業	3 綿 漁 網 製 造 業	2 製 紙 バ ル ブ 製 造 業	1 油 糸 紡 織 業
中央	中央及地方	中央	中央及地方	中央	中央	○	○	十月九日

商工省

商工省

18	14	13	12	11	10
合成樹脂製造業	高壓コングリート製品 厚型スレート製造業 (3)木毛セメント板製造業	セメントト製品 製造業ノ内	ゴム工業	寫眞感光材料生産業	ア法曹達工業
・	中央及地方	・	・	・	中央
○				○	○
					十月九日
近日中ニ示 達豫定				近日中ニ示 達豫定	

商工省

23

鐵鋼第二次
ノ内製品製造業

(1) 鎌山ボール
(2) ドラム罐
(3) ブリキ製罐

(4) 王冠

再生業

煉炭製造業

廢油業

葡萄糖製造業

水飴製造業

菓子製造業

清涼飲料製造業

製食料品罐詰

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

第三種工業部門（左ノ業種ハ當初本年七月十九月ニ示達豫定ノモノニシテ其ノ他ノ業種ハ爾後適宜追拂セシムル豫定トス）										所管省	
商工省	農林省										
イ	イ	分園漬業	業種名	取扱官署	整備要領示達豫定期	整備要領示達協議期	整備要領示達協議期	整備要領示達協議期	備考	商工省	
1	1	硝子	板硝子	中央	七月一九月	○	○	○		農林省	
2	2	再生ゴム	中	央						商工省	
3	3	再生ゴム	中	央						農林省	
4	4	再生ゴム	中	央						商工省	
5	5	化學物	中央及地方							農林省	
6	6	漆精製								商工省	
7	7	和傘								農林省	
8	8	履物								商工省	
9	9	漆精製								農林省	
10	10	和傘								商工省	
11	11	履物								農林省	
12	12	漆精製								商工省	
13	13	和傘								農林省	
14	14	履物								商工省	
15	15	漆精製								農林省	

第三種工業部門

(左ノ業種ハ當初本年七月十九月ニ示達豫定ノモノニシテ其ノ他ノ業種ハ爾後適宜追拂セシムル豫定トス)

備考

農林省

中興七月一九月

八月十七日

厚生省	大藏省	農林省											
		イ	ロ	ハ	コ	ロ	口	ト	タ	ロ	ク	ル	イ
1	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
酒類製造業	木	穀類	コ	畜	苗	茶	糖	飼料	肥料	油	漆	漆	漆
酒類製造業	中央及地方	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(註) イ、各所管省又ハ地方長官ニ於テ工場ニ付操業、保有、轉用及廢止ノ区分ヲ爲シテ整備ヲ指導勵奨スペキ業種口、各所管省又ハ地方長官ヨリ整備割合其ノ他ノ基本的事項ヲ示シテ整備ヲ指導勵奨スペキ業種

戦力増強企業整備ニ關スル處理經過

年月日	事項	處理概要
一八一二三	綜合戦力増強計畫策定ニ關スル件	臨時生産増強委員會決定
一八二三〇	綜合戦力増強計畫策定資料調査要領	關係各處打合
一八二三末	各省調查資料提出	
一八三六	產業整備計畫ニ關スル作業要領	
一八四一五	各省提出調查資料ノ整理 工場(鞍山) 調查原票及集計表ノ作製 車輛工場調查資料ノ作製	部局長會議決定 統計局擔當
自一八三三〇 至一八五二八	產業整備小委員會(第一回乃至第一四回) 一八五三一 產業整備ニ關スル諸要綱	
一八六一	戦力増強企業整備基本要綱	閣議決定
	臨時生産増強委員會決定	

一八、六一〇

臨時生産増強委員會決定

第一種工業部門業種別整理割合ノ決定ニ關スル件
戦力増強企業整備ニ關スル清算
戦力増強企業整備資金措置法

一八、六一八

第八回常國議會提案可
決

一八、六二六

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

自一八、六三三
至一八、六四三

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

一八、七一九

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

一八、七二六

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

一八、七二七

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

一八、七二九

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

一八、七三一

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

一八、七三六

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

一八、八以降

臨時生產增強委員會決定
企畫院ニ於テ連絡

第一種工業部門業種別整理割合ノ決定ニ關スル件 戦力増強企業整備ニ關スル清算 戦力増強企業整備資金措置法	第八回常國議會提案可 決
工場等轉用ニ關スル協議會ノ設置ニ關スル件 企業整備實施ニ關シ陸海軍省ト各省トノ交渉	臨時生產增強委員會決定 企畫院ニ於テ連絡
戰力増強企業整備小委員會（第一回乃至第一〇回） 第一種工業部門中該業種整備割合ノ決定ニ關スル件	臨時生產增強委員會決定 企畫院ニ於テ連絡
昭和十八年七月地方長官經濟主務部長會議部長會 議（戰力増強企業整備關係資料）	臨時生產增強委員會決定 企畫院ニ於テ連絡
戰力増強企業整備實施進捗ニ關スル件 保有工場又ハ保有設備廢止ニ關スル件	臨時生產增強委員會決定 企畫院ニ於テ連絡
甲號費種整備進捗狀況 乙號費種整備進捗狀況	戰力増強企業整備小委員會（第九回）打合 戰力増強企業整備小委員會（第十回）打合
第三種工業部門整備ニ關スル件 工業部門以外整備進捗狀況	戰力増強企業整備小委員會（第十回）打合

(二)

航空機工業ノ生産性昂揚ニ關スル整備要則

(第二種工業部門協議會決定案) 一八、一〇、二〇

第一 方針

一 米英戦力ヲ壓倒殲滅スヘキ直接戦力就中航空戦力、躍進的増強ヲ至短期間ニ急速實施スヘキ戦争遂行上ノ要請ニ基キ航空機工業（航空機關係兵器工業ニ付テハ別途措置ス），全體的生産性ヲ最大限ニ昂揚スル爲左，構想ノ下ニ之力整備ヲ迅速且適確ニ企畫實行スルモノトス

口 國內現有總力ヲ動員活用シ航空機生産機構ヲ躍進的ニ充實ス

口 企業系列ヲ整調強化シ高度技術化及多量生産方式、徹底強化ニ關スル素地ヲ確立ス

口 前二號ニ關聯シ防空、產業立地其ノ他ノ要請ニ即應シ企業ノ配

置等ヲ規制ス

二 前項ノ整備ニ當リテハ左ノ各號ノ必成ヲ前提トシテ之ヲ企畫實施スルモノトス

(1) 生産命令制ニ因ル責任生産、實施之ニ伴ヒ生產分野ノ割定、各級工場、専門生產化ヲ具現ス

(2) 施設、全的活用

之ニ伴ヒ技術力及勞務、最大能率發揮ヲ期スルト共ニ各級工場ヲシテ全面的ニ晝夜作業ニ移行セシム

三 生產增强ノ中心的原動力ヲナスモノハ究極ニ於テ人ノ力特ニ精神力ナルニ蓋ミ形式的ナル機械上ノ整備ノミニ偏スルコトナク本整備ヲ通シテ國民士氣、昂揚ヲ圖ルニ遺憾ナキヲ期シ以テ心物兩方面ニ於ケル綜合戰力、急速增强ヲ遂ゲ完勝態勢ヲ確立スルモノトス

註 航空機工業及其、副業、範圍ハ附表ニ掲タル所ニ依ル

本要綱ハ航空機工業中航空關係兵器工業ヲ除キタルモノヲ對象トシ爾餘ノモノノ整備ニ付テハ別途措置ス

第二 要領

一 本要綱ニ於テ發注工場、協力工場、外注工場及系列外工場ト群スルハ夫々左ニ掲タルモノヲ謂フル

(1) 發注工場　　單位生產系列ノ基本工場タルヘキモノニシテ協力工場等ニ對シ發注及之ニ伴フ援助、斡旋、指導等ヲ受ケテ部分品又ハ附屬品ノ製造又ハ加工ヲナスモノ

ナス

(2) 協力工場　　發注工場ヨリノ發注ニ基キ資材、労務、資金、技

術等ニ關シ其ノ支給又ハ援助、斡旋、指導等ヲ受

ケテ部分品又ハ附屬品ノ製造又ハ加工ヲナスモノ

トシヤ 指定セルセノヲ 指定協力工場トナス

外注工場 発注工場又ハ協力工場ヨリ受注スルモ夫レ自體獨立ノ實ナ具フルモノトシ 指定セルモノヲ 指定外注工場トナス

四 系列外工場 発注工場又ハ協力工場ト定當的協力關係ニ在ラサルモノニシテ 外注工場タラサルモノトス

企業系列ノ整調強化ニ關シテハ數種ノ製品ノ製造又ハ加工ヲ爲ス工場ハ別ニ定ムル區分ニ依リ之ヲ數個ノ工場ト看做ス

註 隆海軍工廠ハ原則トシテ發注工場ト見做スベキモ其ノ性質上民間工場ト同一ニ取扱フヲ適當トセザル場合ニハ發注官廳トシテ取扱フモノトス

二 生産機構・充實

四 航空機生産ノ現有施設ヲ綜合的ニ檢討シ其ノ最大能率、發揮ヲ

基礎トシテ生産急速増強、要請ニ適合スル如ク發性工場、能⼒ヲ充實擴充スルト共ニ協力工場其ノ他、能⼒ニ付テモ企業系列ノ整調強化ト照應シテ之ヲ擴充ス

四 各級工場、能力ノ擴充強化ニ關シテハ一定計畫ノ下ニ左ニ掲グ

ル措置ヲ講ズ

イ、企業、合同、經營、委託又ハ施設、使用
ロ、施設設備、新設、擴張又ハ譯渡
ハ、設備資材、融通利用
ニ、技術、交流

四 前項措置ノ實現ニ關シテハ航空機工業及關聯工業、外廣ク工業、各分野ニ亘り工場ノ轉活用ヲ行フモ、トシ設備等ニ工作機械ニ付テハ航空機工業ヲ最重點トスル強力ナル動員、移讓ヲ隨行ス

四 生産増強ノ究極的原動力タル勞務者ノ誘致指導及勞務管理ニ關

シテ万全ヲ圖ル爲各企業體ニ強力ナル勞務管理機構ヲ整備セシム
ルト共ニ厚生施設、充實ニ關シ必要ナル方途ヲ講ズ

三 企業系列、整調強化

(一) 企業系列、整調強化ニ關シテハ發注工場ヲ根幹トシテ協力工場
ハ之ヲ專屬セシムルヲ原則トス

(二) 發注工場中左ノ條件ヲ具備シ單位生產系列、基本工場トシテ貢
任生產ヲ擔當セシムルト共ニ一定ノ義務ヲ賦課スルヲ適當トスル
モノヲ指定發注工場トシテ主務大臣ヨリ指定ス

(三) 模範的製品ヲ生產シ得ルコト

(四) 設計、試作、改修ニ關スル能力ヲ有スルコト
注工場ヲ中心トシテ組織スル協力組織ノ構成員トシテ適格ナル
モノヲ指定協力工場トシテ同定後生工場ヨリ指定ス

指定協力工場、指定ハ當該工場、同意ヲ得テ之ヲ爲スヲ本則トス
ルヲ相手工場ノ同意ヲ得難キトキ其ノ他必要アル場合ハ主務大臣
又ハ其ノ指定スル官廳（以下主務官廳ト略稱ス）ヨリ協力工場、指
定ニ關シ關係工場ニ對シ指令スルコトアルモノトス

指定發注工場力協力工場、指定又ハ指定、取消ヲナスニ當リテハ
豫メ主務大臣又ハ主務官廳、承認ヲ受クルモノトス

(五) 第一次指定協力工場ニ於テ當該工場ト直接協力關係ニアル協力
工場、指定又ハ指定、取消ヲナスニ當リテハ指定發注工場力第一
次協力工場ヲ指定スル前記（四）要領ニ準スルモノトシ、第二次以
下、協力工場、場合ニ於テモ亦同ジ

(六) 指定協力工場ハ原則トシテ第三次協力工場迄トス
工場、指定又ハ指定、取消ヲナスニ當リテハ指定發注工場力第一
次協力工場ヲ指定スル前記（四）要領ニ準スルモノトシ、第二次以
位、指定協力工場ヨリノ受注ニ之ヲ限定スルヲ原則トスルモノ過渡

的ニ又ハ定常的ニ一定比率ノ下ニ他工場ヨリノ受注ヲモ爲シ得ルモノトス

前項ニ依ル他工場ヨリノ受注ヲナスニ當リテハ豫メ發注工場又ハ上位協力工場、承認ヲ受クルモノトス

内 指定發注工場又ハ指定協力工場ト定常的受注關係ニ在ル外注工場ニシテ同ノ協力組織體、構員トシテ連絡ナルモノヲ又ハ四

ニ達ジ指定外注工場トシテ拘ミス

指定外注工場、作業範囲ハ之ヲ定常的受注關係ニ在ル各工場ニ付一定比率ノ下ニ之ヲ定ムルサム則トス

四 主務大臣、指導監督、下ニ指定發注工場ヲ中心トシ其ノ總下ニ在ル總テノ指定協力工場（第二次以下共）及指定外注工場テ合體シテ協力組織體ヲ結成セシメ、意思ノ疎通、作業ノ有機的連繋、共同、研究調査及相互融和等、徹底強化ヲ圖リ以テ心物兩方面ヨ

リスル綜合的生産性、昂揚ニ資セシム

前項、協力組織體ハ業種業態ニ應シ關係密接ナル數個ノ指定發注工場並ニ其ノ傘下ノ指定協力工場及指定外注工場ヲ以テ結成スルコトアルモノトス

内 指定發注工場ヲ中心トスル協力組織體參加工場以外ノ工場ニ付

テハ左ノ各號ニ依リ整備ス

イ、指定外發注工場ハ極力指導ヲ行ヒテ指定シ得ル機取計フカ又ハ他ノ指定發注工場、指定協力工場又ハ指定外注工場タラシムルコト

強化スル方法ヲ講ジ指定工場タラシムル如ク措置スルコト

ハ、指定外外注工場ニシテ特定工場ト定常的外注關係ニ在ラザル

特殊ノモノニ付テハ前各號ニ拘ラズ別個ニ處理スルコト

註 軍作業廳等ニ於ケル地方統制工業ノ利用ニ關シテハ別途

措置スルモノトス

四

〔 指定發注工場、指定協力工場及指定外注工場、統制並ニ其ノ責任
利用關係特ニ左ニ掲タル事項、統制ハ主務大臣ニ於テ之ヲ爲ス

モノトス

イ 完成工場相互、連繫

ロ 完成工場ト部品工場トノ連繫

ハ 發注工場、外注工場又ハ系列外工場、利用關係

ニ 設備資材、融通利用

ホ 技術、交流

〔 發注官廳ヘ指定發注工場ニ於テ生産第一主義、下ニ其ノ傘下ノ

指定協力工場又ハ指定外注工場ノ全能力ヲ常ニ發揮セシメ得ル加
キ發注チ等シ得ル機運時刻及料ノ量等ニ關シ十分ニシテ且道
明子ル在候チ拂フモノトス

發注官廳ニ於ケル發注ノ變更、減少又ハ原材料交付不十分等ニ基
キ指定發注工場ニ損失ヲ與ヘ又ハ與フル虞アル場合ハ適正ナル賠

償チナスノ制度ヲ確立ス

〔 指定發注工場ハ職未左ノ範圍ニ於テ指定協力工場ニ對シ當今上
ノ責任ヲ負フモノトス

(1) 一定期間ノ發注量ノ最少限ヲ保證スルト共ニ之ニ達セザル場合ニ於テハ補償的措置ヲ講ズルコト

(2) 發注ニ基ク原材料ヲ支給スルコト

(3) 指定協力工場ヘ第二次以下共ニニ於テ必要トスル勞務者等集
計シテ、主務官廳等ニ提出シ之カ充足ニ關シ援助幹部シ、又緊

急ノ所要アルトキハ自工場所屬ノ勞務者ヲ指定協力工場ニ派遣スルコト

- (4) 指定協力工場（第二次以下共）ニ於テ必要トスル資材、（同）資材共一動力及資金ニ關シ援助斡旋スルコト
- (5) 指定協力工場ニ對シ技術指導ヲナスコト
- (6) 其ノ他主務官廳ヨリノ指令事項又ハ特別ノ協定事項ヲ遵守履行スルコト

指定發注工場ノ指定外注工場ニ付スル責任ニ付テハ主務官廳ヨリノ指令事項又ハ特別ノ協定ニ依ル
指定發注工場ハ主務官廳ノ指示スルトコロニ依リ第二次以下ノ指定協力工場又ハ指定外注工場ニ對シテモ包括的ニ責任ヲ負フモノトス

(四) 指定發注工場ノ屬スル企業体ハ軍需會社トシテ指定シ其ノ代表者

又ハ工場三八公の責任ヲ負フス

(五) 指定協力工場ハ深木左ノ範囲ニ於テ協力關係ニアル指定發注工場又ハ上位ノ指定協力工場ニ對シ法令上ノ責任ヲ負フモノトス

- (1) 所定ノ利用率ノ範囲内ニ於テ發注工場又ハ上位協力工場ノ發注ヲ受理スルコト
- (2) 他ノ協力工場、外注工場又ハ系列外工場トノ關係ニ付テハ發注工場又ハ上位協力工場ノ統制ニ從フコト
- (3) 發注工場又ハ上位協力工場ノ要請ニ依リ設備ノ保持、改良及擴充又ハ技術者、勞務者ノ補充ヲ行フコト
- (4) 發注工場又ハ上位協力工場ヨリノ技術指導ニ附スルコト
- (5) 其ノ他主務官廳ヨリノ指示ニ基キ發注工場又ハ上位協力工場ヨリノ要請又ハ特別ノ指定事項ヲ遵守履行スルコト
指定外注工場ノ指定發注工場又ハ指定協力工場ニ付スル責任ニ付

テハ主務官等ヨリノ指令事項又ハ特別ノ協定ニ依ル

(六) 上位ノ指定協力工場カ下位ノ指定協力工場ニ對シテ負フ責任ハ

指定發注工場カ指定協力工場ニ對シテ負フ責任ニ導ズルモノトス

工場立地ノ規制

(一) 防空、海沿其、他ノ產業立地上ノ要講ニ即シ指定發注工場ニ對シテハ既設設備ノ擴張又ハ新設ノ地域的規正ヲ行フト共ニ工場分散ニシ所要ニ極シ法的措置ヲ科ハス

(二) 協力工場、外注工場其ノ地ノ利用工場ニシテハ指定發注工場ノ近接地域ニ集約的スル如ク措置シ、概未左ノ四地區ヲ劃定シ地城ニ對シ利用工場ノ侵出スルヲ極力規制スルモノトス

東部地区（東京中心）

中部地区（名古屋中心）

西部地区（大阪中心）

九州他區

六 法令ニ門スル措置

(一) 各級工場ノ能力ノ擴充強化ニシテハ現行法令ヲ最大限ニ活用スルノ外要スレバ國家運動員法ニ依ル勅令ヲ制定ス

(二) 企業系列ノ擴充強化及之三伴フ各級工場ノ實力ニシテハ蓋木貿易會社法ヲ活用ス

(三) 工場立地、地域的規制ニシテハ現行法令ノ適用ニ依ルノ外要スレバ新規立法ヲ考顧ス

備考

(一) 企業系列ノ擴充強化ニ伴フ各級工場ノ責任ト其ノ所屬スル他ノ

統制會ニ因ル責任トノ重複關係ニ付必要ナル如クト爲スコト

(二) 指定發注工場及指定協力工場及指定外注工場ノ全部ニ付國民徵用ヲ實施シ得ル如クスルト共ニ營業者ノ移動防止ヲ爲シ得ル如ク

機置スルコト

極秘

別表

航空機工業及其、關聯工業の範囲

一、航空機工業

(一) 機體

- 1、機體主要部
- 2、降着装置
- 3、車輪
- 4、タイヤ
- 5、發射聯動機
- 6、可撓機
- 7、電氣部品
- 8、バッキング
- 9、滑空機
- 10、關聯器材

(二) 發動機

- 1、發動機主要部
- 2、氣化器
- 3、活塞環
- 4、發電機
- 5、點火栓
- 6、電纜
- 7、慣性始動機
- 8、中空辨
- 9、排氣管
- 10、關聯器材

(三) プロペラ

- 1、プロペラ
- 2、部品

(四)

専門部品

- 1、球軸受 2、バネ 3、ボルトナット 4、ペロー¹
 5、冷却器 6、唧筒

装備品

- 1、通信兵器 2、計器 3、電氣兵器 4、光學兵器
 5、航空偵察兵器

(六) 航空機關係兵器

- 1、射擊兵器 2、爆擊兵器 3、雷擊兵器 4、火工兵器
 5、發着兵器 6、基地兵器 7、右關係部品及其他航空機二關
 聯アル兵器

關聯工業

(一) 航空機關係素材工業

(1) 鐵鋼關係

- 1、普通鋼々材（銅板、型鋼、銅管、線材） 2、特殊鋼
 3、鎌鋼鑄鋼

(二) 非鐵金屬關係

- 1、アルミニウム 2、マグネシウム 3、輕合金材
 4、銅合金材 5、輕合金鑄物 6、輕合金鑄造
 非金屬關係

- 1、合成ゴム 2、塗料 3、合成樹脂 4、硝子
 5、加工木材 6、羽布

(七)

航空機工業用機械

- 1、工作機械

- 2、精密測定機及試驗器

3、工具

4、研削材

極

機

企業系列參考

1、發注工場ハ完成工場ト部品工場トニ區分シ得ラルベシ

(1) 完成工場 左ノ各號ニ掲タルモノヲ謂フ

飛行機ノ製造工場

機體ノ製造工場

發動機ノ製造工場

(2) 部品工場 航空機ノ部分品、附屬品又ハ原材料ノ製造又ハ

加工工場ニシテ單位生産系列ノ基本工場タルベキモノヲ謂フ

部品工場ニ左ノ三種アリ

専門部品工場 敷種ノ完成工場ニ共通シ得ル部品又ハ

附屬品ニシテ専門化セラレタルモノノ

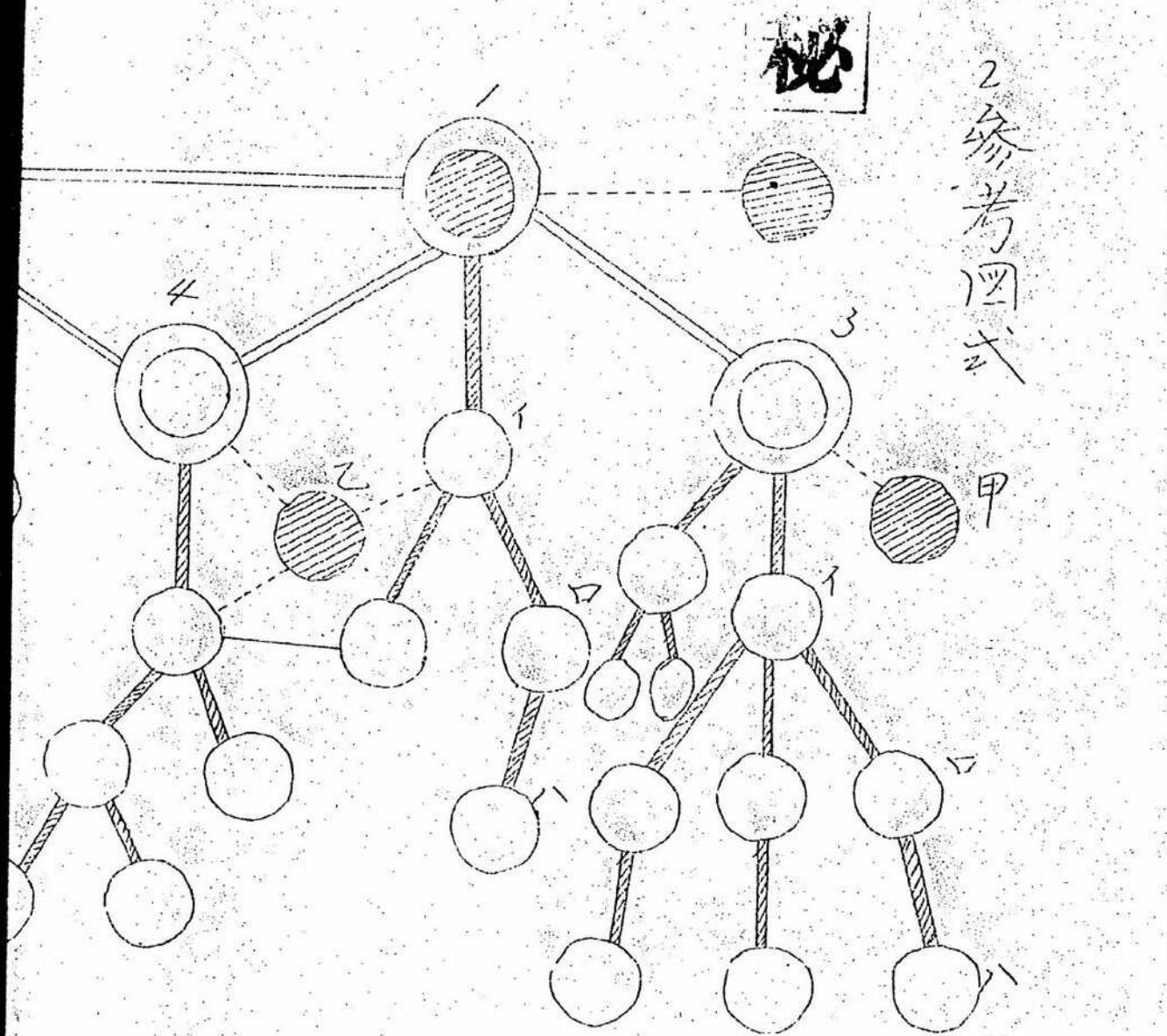
5、產業機械（水壓機、植機、壓延機、鍛金及機械プレス等）

6、電氣機械（電動機）

（三）航空燃料製造業及同關聯工業

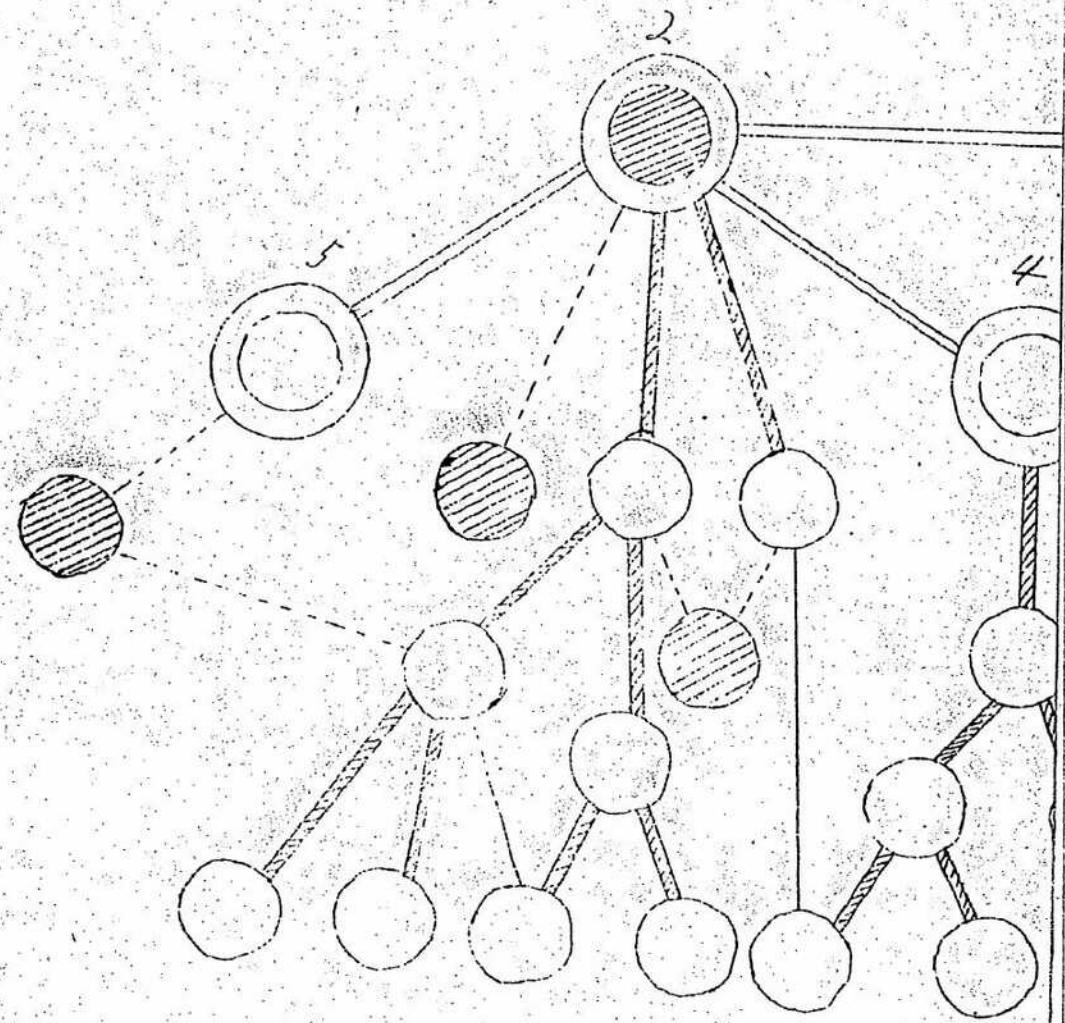
（四）航空潤滑油製造業及同關聯工業

（四）耐爆劑及同關聯工業



注発 ○ (場工成完) 場工注発 ○ 註
 注外 ○ 場工協連 二
 一、保闢力協 二 保闢繁連

限定部品工場 製造又ハ加工ヲ爲スモノ
 特定、完成工場ニ限定セラル部品又ハ附屬品ノ製造又ハ加工ヲ爲スモノ
 専門作業工場 特定、作業ヲ専門的ニ加工スルモノ



(場工品部) 場工注発
場工注外
係関注外 --- 係用利 --- 係戸

極秘

第二種工業部門協議會（第八回）概要

一、日時場所 昭和十八年十月二十日（水）午後一時半

二、參集範囲 於企畫院第七會議室

企畫院 關係官

内務省

（警保局）北村經濟保安課長（地方局）柴田事務官

大藏省

（總務局）内田企業整備課長、曾田事務官、佐々木

事務官

陸軍省

（軍務局）村中少佐、（整備局）重野中佐、

（航空本部）長尾少佐

海軍省

（兵備局）安藤中尉、（艦政本部）惣野中佐、

橋少佐他

農林省

（總務局）田中技師

商工省

（企業局）小笠整備課長、松尾事務官、（機械局）玉置機政課長、菊池事務官、旗崎技師

遞信省

（航空局）河上航空官

厚生省

（勵勞局）木田理事官

三 協議概要

(1) 「航空機工業ノ生産性易揚ニ關スル整備要綱（案）」ニ付企畫院ヨリ説明シ質疑應答ノ上若干修正ヲ加ヘ本協議會トシテハ別紙ノ通決定シ軍需省ニ引継グコトトセリ、協議内容中特ニ本要綱ノ對象範囲ニ付其ノ概要左ノ如シ

(2) 本協議會ニ於テ一體概定セル「航空機工業及其ノ關聯工業ノ範圍」中「航空機關係兵器」ヲ「裝備品」ト「航空機關係兵器」トニ分す航空機工業中機体、發動機、プロペラ、專門部品、裝備品ヲ對象範圍トスルコトトス

(2)

「航空機關係兵器」モ之ヲ對象範圍入レテハ如キトノ意見アリタルモ結局若干事情ヲ異ニスルヲ以テ別途ニ措置スルコトトシ但シ關係兵器、航空機工業用機械等特ニ企業系列ノ整調強化上急速處理ヲ要スルモノニ付テハ本要綱ノ具現ニ遲レザル如ク並行措置ヲ期待スルコトトス

(3) 「専門部品」中特ニ「球軸受」ノ如キハ航空機關係ノモノ觀點ヨリ處理スルハ問題ナルヲ以テ取扱上留意スルコトトノ商工省側發言アリタルモ陸海軍ヨリハ航空機關係トシテ企業整備ヲ要ストノ意見開陳アリタリ

(4) 本協議會トシテハ本日ヲ以テ打切ルコトトシ本協議會決定案トシテ軍需省ニ引継グコトトス

(2)

(一)

國家總動員法關係事務ニ於ケル重要懸案事項（内閣移管分）

（二）臺灣水產統制令中改正ノ件

本件ハ折務省官制ノ廢止ニ伴フ南日本漁業統制株式會社ノ一定地
域ニ於ケル業務ノ監督官職ニ關スル改正ニシテ、企畫院廢止迄ニ
處理スル暇ナカリシモノナリ。因ミニ本件主要關係題ハ内務省ナ
リ。

(3)

國土計畫關係事務ニ於ケル重要懸案事項（内務省管轄分）

(一) 農工調和ニ關スル件

本件ハ工場立地ノ割期的進展ニ伴ヒ農工相互ノ生産増強ヲ目途ニ
土地、住宅、勞務需給、生活必需物資配給等ノ諸點ニ付適正ニ調整スルコトノ目的トスルモノニシテ、主要關係廳ハ内務省、農林
省、商工省、厚生省等ナリ。

(二) 國土計畫法制定ニ關スル件

本件ハ國土計畫「中央、地方計畫」ノ設定ニ伴ヒ土地ノ利用統制、
重要施設ノ統制フ行フ爲必要ナル法的基礎ノ整備フ爲サントスル
モノニシテ、企畫院廢止迄ニ解決シ能ハザルモノニテ、今後ノ國
土計畫所管廳ニ於テ當然考慮スペキ案件ナルベシ。因ミニ主要關係廳ハ内務省ナリ。

(三) 中央計畫設定ニ關スル件

本件ハ全國内外地ヲ對象トシ、綜合的觀點ニ基シ人口及產業、電

力、交通、教育、文化等ノ諸施設設立ニ都市等ノ配置ニ關スル十五
ヶ年計画ノ設定ヲ期スルモノニシテ、素案ハ既ニ企畫院内會議ニ
正式提議シ諒解ヲ受クル程度ニ處理ヲ了シタルモ、今後ハ國土計
畫關係事務主管廳ニ於テ處理スベキモノナリ。

本件ノ關係廳ハ殆ンド各省ニ涉ル。

(四) 特ニ注意フ要スル事項

(1) 工業規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置

(一) 昭和十七年六月二日閣議決定ニ係ル「工業規制地域及工業
建設地域ニ關スル暫定措置」ニ基ク工業規制地域ニ於ケル一
定工場ノ新設、擴充ニ付テノ協議ハ、今後國土計畫ヲ主管ス
ベキ官廳及關係官廳間ニ於テモ引續キ實施スルヲ要スベシ
(二) 右閣議決定ニ依リ定メラタル工業建設候補地及配置セラ
ルベキ工業ノ種類ニ付テハ昭和十七年六月國家綱領員示達ニ
依リ新聞記事ノ掲載ヲ禁止セラレ居ル所本件ハ引續キ禁止ワ

繼續スルヲ要スベシ

(2) 學校規制地域ニ關スル暫定措置

本院次長及内務、文部、遞信ノ各次官申合セテ以テ、昭和十八
年二月一日ヨリ實施中ノ本件ニ基ク協議ハ、今後トモ、國土計
畫主管官廳及關係廳間ニ於テ繼續實施スルヲ要スベシ

内閣書記官長

昭和十八年十一月一日

内閣書記官長

法制局長官殿

今般企議税廢止一付從前企議院ニ於テ所掌セル算務中引譲キ作業課
手交スル事務處事務乃至其ノ執理事務企議院ヨリ廢止候之内候
國稅局所管ノ分類表ノ付ニ所當ニ致リ同上改定候

内閣書記官長

内閣書記官長

法 制 局 長 官 殿

今般企画院廢止付從前企画院ニ於テ所掌セル事務中引續キ作業
ノ要スル實務課事項乃至其ノ處理經過企画院ヨリ送付體之旨候
該局所掌ノ分別紙ノ付付依ニ照付ニ及ビ候

寫

昭和十八年十月二十八日現在

企
畫
院
移
管
事
務
概
況
說
明
書
(
一
)

企

業

調

企業調査會員總務課長書（附）

昭和十八年十一月二十八日賀

（備考）

本説明書ニ於テハ、本院所管事務中常務的擧項ハ都合ニ依リ之ヲ省略シ、専ラ企畫院廢止後引継官廳ニ於テ作業繼續チ要スル重要懸案事項乃至其ノ處理經過及實績ノミヲ輯錄シタリ。

民至其ノ割賦繰返又實難ハニモ障礙之なし。

事、專ニ金費認讐且第此辦官廳ニ乞テ附葉辦紙キ要スル重要懸案舉報

本稿即舊ニ乞テハ、本稿但管轄該中當應附舉報ハ前合ニ付リハニ省御

目次

(3)

一 國土計畫關係事務ニ於ケル重要懸案學項(内務省移管分)

二 農工調和ニ關スル件

三 國土計畫法制定ニ關スル件

四 中央計畫設定ニ關スル件

特ニ注意ヲ要スル事項

- (四) 計ニ生意モ要スル事項
- (三) 中央指揮頭家ニ關スル件
- (二) 國土指揮頭家ニ關スル件
- (一) 農工廳味ニ關スル件
- (八) 國土指揮頭家ニ關スル件

目次

六

(3)

國土計畫關係事務ニ於ケル重要懸案事項（内務省移管分）

(一) 農工調和ニ關スル件

本件ハ工場立地ノ割期的進展ニ伴ヒ農工相互ノ生產増強ヲ目途ニ
土地、住宅、勞務需給、生活必需物資配給等ノ諸點ニ付適正ニ調整
スルコトヲ目的トスルモノニシテ、主要關係廳ハ内務省、農林

省、商工省、厚生省等ナリ。

(二) 國土計畫法制定ニ關スル件

本件ハ國土計畫「中央、地方計畫」ノ設定ニ伴ヒ土地ノ利用統制、
重要施設ノ統制ヲ行フ爲必要ナル法的基礎ノ整備ヲ爲サントスル
モノニシテ、企畫院廢止迄ニ解決シ能ハザルモノニテ、今後ノ國
土計畫所管廳ニ於テ當然考慮スペキ案件ナルベシ。因ミニ主要關係廳ハ内務省ナリ。

(三) 中央計畫設定ニ關スル件

本件ハ皇國內外地ヲ對象トシ、綜合的觀點ニ基キ人口及產業、電

力、交通、教育、文化等ノ諸施設並ニ都市等ノ配置ニ關スル十五
ヶ年計畫ノ設定ヲ期スルモノニシテ、素案ハ既ニ企畫院内會議ニ
正式提議シ諒解ヲ受クル程度ニ處理ヲ了シタルモ、今後ハ國土計
畫關係事務主管廳ニ於テ處理スペキモノナリ。

本件ノ關係廳ハ殆ンド各省ニ涉ル。

(四) 特ニ注意ヲ要スル事項

(1) 工業規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置

(一) 昭和十七年六月二日閣議決定ニ係ル「工業規制地域及工業
建設地域ニ關スル暫定措置」ニ基ク工業規制地域ニ於ケル一
定期場ノ新設、擴充ニ付テノ協議ハ、今後國土計畫ヲ主管ス
ベキ官廳及關係官廳間ニ於テモ引續キ實施スルヲ要スベシ
(二) 右閣議決定ニ依リ定期タル工業建設候補地及配置セラ
ルベキ工業ノ種類ニ付テハ昭和十七年六月國家總動員示達ニ
依リ新聞記事ノ掲載ヲ禁止セラレ居ル所本件ハ引續キ禁止ヲ

繼續スルヲ要スベシ

(2) 學校規制地域ニ關スル暫定措置

本院次長及内務、文部、遞信ノ各次官申合セヲ以テ、昭和十八
年二月一日ヨリ實施中ノ本件ニ基ク協議ハ、今後トモ、國土計
畫主管官廳及關係廳間ニ於テ繼續實施スルヲ要スベシ

總力戰研究所第十八號

昭和十八年十月二十一日

總力戰研究所長 村上 啓作

内閣總理大臣 東條 英機 殿

總力戰研究所停止ニ關スル閣議決定ニ基ク措置要綱故停止
期間中ニ於ケル總力戰研究所ノ事業及人員整備要綱ニ關スル件

標記要綱別紙ノ通御決定相成様致度此段上申ニ及ヒ候